

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

平成30年2月9日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成30年2月9日（金曜日）

出席議員（14名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 2番  | 浅野直子君 | 3番  | 浅野俊彦君  |
| 4番  | 千坂裕春君 | 5番  | 佐藤貢君   |
| 6番  | 大友三男君 | 7番  | 和賀直義君  |
| 8番  | 千葉勇治君 | 9番  | 高橋正俊君  |
| 10番 | 山路清一君 | 11番 | 藤巻博史君  |
| 13番 | 早坂豊弘君 | 14番 | 佐々木春樹君 |
| 15番 | 若生寛君  | 16番 | 平渡高志君  |

欠席議員（2名）

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 金子透君 | 12番 | 堀籠英雄君 |
|----|------|-----|-------|

地方自治法第121条による説明のための出席者

|             |        |
|-------------|--------|
| 理 事 長       | 浅野元君   |
| 理 事         | 田中学君   |
| 理 事         | 若生裕俊君  |
| 理 事         | 萩原達雄君  |
| 教 育 長       | 上野忠弘君  |
| 代 表 監 査 委 員 | 熊谷喜久雄君 |
| 助 役         | 佐野英俊君  |
| 総 務 課 長     | 阿部愛子君  |
| 財 政 課 長     | 佐々木匡子君 |
| 会 計 管 理 者   | 明石良孝君  |
| 財 政 課 副 参 事 | 佐藤初雄君  |
| 業 務 課 長     | 櫻井浩君   |
| 兼 教 育 次 長   |        |
| 業 務 課 参 事   |        |

|           |          |
|-----------|----------|
| 消防本部 消防長  | 千葉 清 君   |
| 消防本部 次長   | 坪子 一 夫 君 |
| 消防本部 警防課長 | 早坂 和 弘 君 |
| 消防本部 予防課長 | 落合 稔 君   |
| 消防本部 指令課長 | 大友 弘 君   |

職務のため議場に出席した職員

|        |          |
|--------|----------|
| 総務課 主事 | 三浦 高 広 君 |
| 総務課 主事 | 野口 綾 君   |

議事日程

平成30年2月9日（金曜日）

午前 9時56分 開会

|     |                 |      |
|-----|-----------------|------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名…………… | 4 頁  |
| 第 2 | 会期の決定について……………  | 4 頁  |
| 第 3 | 一般質問……………       | 7 頁  |
| 第 4 | 議案第 1 号……………    | 22 頁 |
| 第 5 | 議案第 2 号……………    | 22 頁 |
| 第 6 | 議案第 3 号……………    | 30 頁 |
| 第 7 | 議案第 4 号……………    | 31 頁 |
| 第 8 | 議案第 5 号……………    | 32 頁 |
| 第 9 | 議案第 6 号……………    | 36 頁 |
| 第10 | 議案第 7 号……………    | 38 頁 |
| 第11 | 議案第 8 号……………    | 60 頁 |
| 第12 | 議案第 9 号……………    | 62 頁 |
| 第13 | 議案第10号……………     | 64 頁 |
| 第14 | 議案第11号……………     | 68 頁 |
| 第15 | 同意第 1 号……………    | 70 頁 |

午後 3時21分 閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第 1 号 消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 議案第 5 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第  
1 号）
- 議案第 7 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
- 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

午前9時56分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さんおはようございます。定刻よりちょっと早いんですけども、皆さんおそろいでありますのでただいまから始めたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は14人です。1番金子 透君、12番堀籠英雄君より欠席の届け出があります。平成30年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番若生 寛君、2番浅野直子さんを指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、1月16日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

定例議会開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様方の御指導と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、ごみ焼却炉建設工事について御報告申し上げます。12月21日に火入れ式が行われて以来、焼却炉耐火物の乾燥を行いまして、1月7日から実質の負荷運転が開始され、先月末には、

予備性能試験が行われ、計画どおり1日50トンの焼却を確認しており、今月中旬には最終の性能試験が予定されております。

また、施設メーカーから運転管理業務受託側への運転指導につきましても、今月初めより開始され、3月20日の引き渡しに向け順調に進んでおり、3月26日には落成式の挙行を予定しておりますので、御報告申し上げます。

次に、農林業系廃棄物の試験焼却につきましては、昨年12月27日に県知事との会合が持たれまして、試験焼却の一斉開始が望ましいものの各圏域ごとの事情が異なるため、試験焼却の準備が整った圏域から開始するとされた次第であり、当組合といたしましては、今後の地元の方々に対する作業手順などの説明も予定してまいりますし、新ごみ焼却炉の完成も到来しますことより、新炉における試験焼却をも考慮し、総合的に判断いたすこととしております。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、平成30年度の組合運営方針等につきまして各部門ごとに申し上げます。

黒川地域は、人口の増加や都市化への進展とともに市街地の形成も一段と進んでいる状況にあり、広域行政を取り巻く環境は大きく日々変貌しておりますので、行政事務組合は地域住民の皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携のもと、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

まず、黒川浄斎場につきましては、業務を民間に委託し5年目となり、順調に推移しておりますので、今後も受託者と連携し適切な施設運営に努めてまいります。

環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、業務を民間に委託し7年目になり、順調に推移しておりますので、引き続き受託者と連携し計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設運営に努めてまいります。

環境管理センター・ごみ処理事業でございますが、新ごみ焼却炉の運転管理を民間に委託し新たな体制で進めてまいります。

また、今後の施設整備につきましては、既存ごみ焼却炉の解体、附帯施設の整備など、マテリアルリサイクル施設整備事業を進めてまいります。

施設の維持管理につきましては、計画的に行うとともに環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が30件で前年より12件の減となっております。

救急につきましては、昭和48年8月の運用開始以来年々増加を続けており、昨年は3,722件と最多の出場件数となっております。

救助につきましては、前年より2件減の53件の出場となり、うち交通救助の出場は29件となっております。

以上が、今年の活動状況でございます。

また、消防力の強化に努めてまいりました南部地域の救急業務につきましては、救急要請から病院搬送までに要した時間が、前年より短縮される結果が出ており、さらなる充実を図ってまいります。

次に、教育部門でございますが、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸し出し事業を継続してまいります。

適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、学校、家庭、地域との連携により、学校へ復帰を目指している児童生徒への安全で安心できる居場所を提供することにより、自立への支援に努めてまいります。

次に、介護認定審査事務及び障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから14年目を迎えようとしておりますが、今後も指定管理者と協力し、指定管理者制度移行時の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が、平成30年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、製造所等の設置許可等の審査に係る手数料の額を改正するものでございます。

議案第2号から議案第6号までの平成29年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業ごとの所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第11号までの平成30年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を21億3,828万2,000円とするもので、衛生費ごみ処理費におきま

しては、4月より稼働いたしますごみ焼却施設運転業務委託を初め、既存のごみ焼却施設整備事業としてマテリアルリサイクル施設整備計画及び焼却炉解体工事に係る調査設計費1,051万円を、消防費には、大郷出張所管理棟壁面塗装修繕工事費1,410万円、小型動力ポンプ付水槽車更新事業6,039万3,000円、さらには消防救急デジタル無線整備事業におけます請負業者談合による公正入札違約金を歳入として見込み、国庫及び市町村返還金として1億4,532万円を初めとする各事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,972万4,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を117万8,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を、1日平均患者数で一般病棟入院を77人、回復期病棟入院を50人、外来患者数を316人と見込んでおります。市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億7,481万7,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均の利用者数を87人とし、利用回数は453回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

最後に、同意第1号につきましては、富谷市から推薦の教育委員会委員が平成30年3月31日で任期満了となりますので、教育委員会委員の任命につきまして同意を求めるものでございます。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、7点の件について、特に今回の話題になっております放射性廃棄物の汚染物質の焼却処理について執行部の考えをお聞きしたいと思います。12月議会でもいろいろただした経過があるわけですが、どうもすっきりしない回答が多かったので、今回改めてその辺の確認も含めて、執行部



の考えをただしたいと思います。

まず1番目に、12月議会で浅野理事長は地域内で発生した稲わらあるいは牧草等の農林系廃棄物は、一般廃棄物として市町村の責任で処理しなければならないと答弁しておりますが、なぜ一体、この被害を受けた自治地の責任で処理しなければならないのか。どうもこの、もともとの原因は福島第一原発であり、国であって、その後術をなんで我々自治体がやらなければならないのか、そのことについて改めて執行部の考えを求めたいと思います。東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、いわゆる特措法ですね、この特措法では8,000ベクレル以下は一般廃棄物と同等に位置づけされたということで家庭のごみと一緒にだということでの認識のようですが、もともとはこういう東京電力やあるいは国のこういう原子力発電所に対する姿勢がちゃんとしていけば、こういう問題が起きなかったのではないかと思います。そういう点で責任を、理事長は、市町村の責任ということで理解しているようですが、極めてそういう点では認識に問題があるのではないかと。この特措法のそもそもの問題も大きな内容が入っていると思いますが、改めて理事長の、この特措法も含めた、市町村の責任という思いで理解する、その辺について、もう一度、やはり市町村、我々に責任があるのか、その辺について答弁を伺いたいと思います。

それから、2番目に、放射性物質に汚染された廃棄物処理について、廃棄物の焼却について、既に県内外で多くの処理実績の中で基準値を超える放射能セシウムが排ガスから検出された事例はなかったということではありますが、組合が確認された県内における全ての事例内容について、どのように安全なのか具体的に示されたいということで、まだ資料が届いていないんですが、実際に事例はないということですが、例えば仙台ではもう既に試験焼却をやっているわけですが、健康被害が生じているということ、これは紛れもない事実でございます。また、1986年の4月に発生したチェルノブイリの原発事故、これ32年もはやなるわけですが、150キロメートルも離れている地域でも、チェルノブイリの、それでも子供たちの被害が出ているという現実があるわけなんです。それを、日本の特措法がこうしたから、8,000ベクレル以下は安全だからということで簡単に4圏域でも何か黒川圏域が一番早くやるような考えも、報道流されておりますが、もっともっと慎重に、日々の科学が進んでいく中で分析が進められている中で、もっともっと慎重な対応をとるべきだと思うんですが、この具体的な例はどうか示してほしいと思います。

それから3番目。今回の放射性廃棄物の焼却試験について理事長は、「議員が指摘する安全性の立証のために当組合の処理施設で試験焼却する」と力説されたわけですが、裏を返せばですよ、理

事長、郡民の命、財産がその試験台にされるわけですよ。郡民の命、財産を守ることが大きな使命であるこの黒川行政事務組合として、郡民に少しでも危険を及ぼすことが予想される今回の試験焼却、これ強行することについては、私は極めて問題があるのではないかと。先日の1月5日でしたか、出初め式でも理事長は郡民の安全・安心を守るために消防の活動をお願いしたいということを手説されていたわけですが、そのトップである理事長がこの試験焼却を強行するという事は、今1番目、2番目に申しあげましたように、そういう危険をはらむ中で本当に安全・安心を私は守ることができるのか、極めて遺憾だと思います。そういう中でもこの試験焼却を行うということについてどう考えているのか、改めて理事長の見解を求めるものであります。

4番目ですが、もし、大気中にこの試験焼却している中で放射性が漏れたんだということになった場合にどのように回収するのか、その辺も考えているのかどうかですね。これは、強行といいますか、やる以上はそこまでも考えなくてはならない。これ、国が県がやってくれるのではないかと書いておりますが、後から質問しますが、このことについては県は全然そういう方針はないようですから。そういう点で、どのように回収を考えているのかお聞きしたいと思います。

それから5番目。焼却同意を得る際ですよ、いわゆる吉田地区ですね、周辺地域。焼却場の周辺住民と行政事務組合との間で万が一の事故に備えての、いわゆる最終的な将来に及ぼす責任も含めた補償問題などもいろいろ締結の中で取り交わされていると思うんですが、その内容を示してもらいたいということで通告しているわけですが、当然これはあると思うので、いまだに私のところに届いておりませんが、きょう提出されるものと期待しながらその内容をしめされたいと要求するものであります。

それから6つ目になりますが、そもそも、当初国や県が99.99%安全だと強調していたバグフィルター中のセシウムの回収率でございますが、理事長も先日認めたように誤った判断により物によっては90%までダウンしているわけですね。そういう点で、当組合で試験焼却を決定した後に、私の計算では1,000倍ぐらいも危険性が増しているわけですよ。そういう状況にあっても理事長は、理事長自身も間違ったデータ、フィルターが違う物であったということは認識していると答弁しているわけですから、そういう点で私は、その誤りを知った段階で、理事長は先日の答弁では各理事が御認識されているだろうからということで、このことについて理事会として議題にのせ審議することもなく従来と同じ見解でほぼ完全に問題なしと、このような国、県の説明を疑うことなく試験焼却を進めようとしている執行部の考えが明らかになったわけですが、郡民の安全・安心を語る資格は私はないのではないかと云々を言えませんが、再度理事会で焼却処分の方針について審議検討

を求め、問題がないことが明らかになるまで試験焼却を凍結することを提案しながら、理事長の所見を伺いたいと思います。

それから、最後になりますが、今後の試験焼却の計画内容について、日程あるいは処理量、掛かる経費、その辺も含めて、執行部の明らかになっている分の回答、答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございますが、初めに自治体の責任での処理についてでございます。8,000ベクレル以下の稲わらや牧草の農林系廃棄物につきましては、前回も申しましたが一般廃棄物に区分されておりまして、一般廃棄物の処理は市町村の責任と法律規定されております。さらには、県内外の処理実績を見ましても自治体の焼却施設において各種基準を遵守しながら安全に処理が行われておりまして、十分に安全処理が可能と考えております。

2点目の、県内外での事例でございますけれども、県内で焼却処理を終えております仙台市、利府町ともに排ガス中のセシウム濃度は不検出であります。また、県外では岩手県の奥州市、一関市、花巻市、北上市、宮古地区、遠野市、岩手町において、福島県の飯舘村、南相馬市、浪江町、葛尾村、川内村、富岡町、楡葉町で焼却処理を行っておりますが、いずれも不検出でありました。福島県内での焼却処理に当たりましては、環境省と国立環境研究所が排ガス中の放射性セシウム濃度について実測調査を行っております。

3点目の試験焼却の考え方につきましては、8,000ベクレル以下の廃棄物は、通常の一般ごみと同様の焼却処理によって安全な処理が可能であることが国によって認定されているほか、さきに申し上げましたとおり、県内外の自治体が安全に処理を進めている実績が多数ありますことから、本組合におきましても安全に処理を行うことは十分可能であると考えております。実際の処理に当たりましては、施設の運転管理や環境モニタリングを適切に行い、各種基準を遵守しながら処理を進めることが重要と考えております。

4点目につきましては、万が一検出されましても基準値以下であれば本来的には特段の措置を講じる必要はありませんが、原因究明に努め運転管理など必要に応じた対応を検討するものと考えております。

5点目の地元との関係につきましては、特に文書による締結はございません。なお、ごみ焼却炉の建設を初め、各種施設整備を進めます場合には、各事業に対する御理解をいただいた際に同意書を頂戴いたしております。

次に、国や県がトーンダウンしている、または理事会として議題にのせ審議もなくとの御質問ですが、この見解は従前から変わっておらず、誤った判断により90%までトーンダウンをしているとのことにつきましては県にも確認いたしました。どこでの発言なのか承知しておりません。県議会、環境生活農林水産委員会におけます参考人の発言等から、バグフィルターの捕捉率99.99%の論拠がなくなったとする主張でございますが、国が示しているバグフィルターによるセシウム除去率は実際の焼却施設においてバグフィルター前後の排ガスに含まれるセシウムを測定して比較した結果でありまして、国の検討会で配付された資料の引用の誤りによって否定されるようなものではないものと考えております。また、福島県内の焼却施設も含め、汚染廃棄物焼却時の排ガス中セシウム濃度は全て不検出であることを鑑みても、十分な除去能力を有することについて疑いを挟む余地はないものと考えます。理事会の審議につきましては、議題にのらなくても必要に応じて市町村長としてまたは行政事務組合の理事として、必要に応じて協議し、情報を共有しておりますので御理解をお願いします。

最後に、今後の試験焼却の考え方ですが、12月27日の知事と4圏域の代表者との会合におきましては、2月上旬以降でなるべく早く試験焼却が開始できるように、各圏域で準備を進めていくことになりました。既に、2月上旬になっておりますが、当組合といたしましては、地元の方々に対する作業手順、運搬経路などの説明も予定してまいりますし、3月20日の新焼却炉の引き渡しも到来しますことにより、新炉におけます試験焼却をも考慮し、総合的に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 再質問、答弁は質問席、答弁席にてお願いいたします。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 議長、先ほど、何かきょうの資料に挟まっていたんですが、一般質問の時間をどうのこうの書かっているんですが、全然わからないんですが、この次からでいいんですね、あれは。

○議長（平渡高志君） この次から、皆さんで全員協議会やりますので、今回は前回どおりでよろしいです。

○8番（千葉勇治君） 全然、私、びびっているんですが、これ時間制限されるんだってことで。いいんですね、普通でね。はい。再質問までいいんですね、再々質問までね。（「はい。よろしいです」の声あり）

今、至って何も心配ないよというような答弁がざらざらっと話があったわけですが、理事長に見解を求めたいいわゆる特措法におけるこの8,000ベクレル以下のやつは一般廃棄物と見なして、これ

は家庭ごみと同じだからということで、それはわかるんですが、果たしてそれでいいのかと。先ほどチェルノブイリの話もしましたが、32年もはやなるんですがそれでもですよ、大体福島から宮城まで150キロってというのは大体そんなものだと思うんですが、その地域でも、それでも子供たちが被害出ているんですよ。そういう状況を踏まえながら、もっともっと科学が進んでいる中で、先日河北新報の1月18日付で汚染廃の処分法ということでガイドラインの改正必要ということで出ているわけですよ。もう、とくと理事長ですからこういうのを見ていると思うんですがね。最終的には、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処分方法について、各地方自治体は①一般ごみ焼却炉での焼却、②すき込み、③そのままの安全保管などを模索している。だが、福島第一原発から放出された放射性セシウムのかかなりの部分が微粒子として存在していることが判明したとした今、まずなすべきは地域ごとのセシウム微粒子の濃度分布を明らかにすることだと。次に、汚染廃棄物の処理法を抜本的に再検討し、ガイドラインを改正することだと、こういう学者が出しているわけですからね。それを無視して果たして、国が、環境省が特措法に基づいて8,000ベクレル以下は安全だからということで、何かその根拠があるのかということ、私あえて今回の質問で出したわけですが、そのことについては何もなくて同じような答弁だったわけで、極めて私は納得できない。改めて再質問したいんですが、一つは、県では焼却処理を進める一番重要な理由として保管者の方々の負担がいつまでも解消されなくなるおそれがあるからということでお話ししているわけですが、果たして保管者にどれほど聞いているのか。あるいは、少しずつ燃やしていくよりも農水省の補助事業で保管していくというような指導をすればかなりの経費削減の中で、負担軽減、金は環境省か農水省から恐らく来るんでしょうが、どちらにしてもかなりの低減の中で、軽い経費の中で、農水省の一時保管していわゆる半減期を待つという、この指導も十分に私は、この不安を抱いている組合の保管者のためにはなるのではないかと、そういうことを相談したことはあるのかどうか。それ一つ。ちゃんと答弁してくださいよ。

それで2つ目。汚染廃棄物処理により処理し切れない一般廃棄物が生じた場合の押し出し、いわゆる各郡内から集まってくるごみ、それを放射性廃棄物を燃やすことによってどうしてもスペース的にとれなくなる、それを他の地域に回すというようなことになった場合に、それは負担は行政事務組合が持たなければならないと、これは県がはっきり言っているわけですね。一般廃棄物が生じた場合の押し出しの費用については、依頼した側の負担ということになると。このことについて、どういう認識を持っているのか。これ、県の環境循環型の室長なり係が答弁していますから。それから、そのことについて予算を見ているのかどうか。どういう考えを持っているのか。

3番目に、放流された後に川や海などの公共用水域で行われる活動によって受ける影響、これは廃棄物に起因するものに限らないと。さまざまな要因があるから、公共用水域における放射性セシウムの状況については必ずしも8,000ベクレル以下のごみを燃やしたから出るのではないのではないかと、もし影響が出た場合の対策は別に考えるということですが、その場合は行政事務組合として何考えているんですか、そういうことについて。もし、万が一吉田川に、最終処分場から持っていき、あるいは最終処分場の水を今の処理場に持って行って最終的に流す、そういう関係もあるでしょうが、そういう流れもあるでしょうが、最終的にはセシウムがそういう作業をしたことによってうんと川の水が、公共用水がふえてきた場合には、どう対応するのか。その辺の対策をどう考えているのか。

それから、県では排ガスの常時監視のモニタリング必要ないと。月1回以上やれば十分だということを行っているんですが、ところがその間に、1カ月に1回ですから、29日なりあるいは25日なり、その間に気づかない事故が生じ、セシウムが空気中に分散した場合どうするんですか。ですから、私、常時監視する必要があると思うんですが、そのことについてどう考えているのか。これも放射性廃棄物の今回の通告に該当しますからね。これ考えていますか。参事でもいいですよ、助役。

それから、排ガスや放流水の放射性セシウム濃度が基準値を超えたあるいは超えそうだとするときにはその判断、それは処理主体である組合や町の判断だと。危ないというときにそれは組合の判断なんですよ。県でないんですよ。そういうときにどう対応する考えなのか。それはありますか、この考えが。試験焼却する前にいっぱいあると思うんです、課題。

次に、国、県では一番心配されるのはガス化されるよりも焼却灰の濃度だと。濃度測定だと。その測定をする頻度、これについては、各焼却施設の設置者がその施設で考えなさいと。どう考えているんですか。最終的にはガスも、バグフィルターも問題ないって、問題なのは一番大きいのは灰なんですよ。その灰に残ったものを、県の指導というか環境省の指導では、頻度は月に1回ぐらいでいいというようなことを言っていますが、測定頻度はあくまで組合が考えなさいと。これも県の話ですからね。そうした場合に県として、町として、組合としてどう考えているのか。それをお答え。既に焼却を、もう一生懸命やろうとしているんでしょから、当然こういうことは決めていると思うので。

それから、さらに心配なのは、作業時の被曝を少しでも軽減させるための具体的な取り組み、これも各処理主体で必要に応じて検討しなさいと。これは組合で考えなきゃいけないんですよ。例えば、委託する場合に委託者のその仕事に従事する方の健康状態。各処理主体で必要に応じて検討されて

いるものと考えていると。これは組合としての検討策が私は必要だと思うんですがどう考えているのか。

それから、排ガスの一部を煙突からポンプで引いてきて、それをろ紙を通して固体状、微粒子があればろ紙で捕まえると。どうもこのろ紙の能力もどうなのか。つかんでいますか。ろ紙の能力が弱ければ、結局何もなかったと、あるいは基準以下だということなるんですが、そのどういうろ紙でこれを出すのか。そのろ紙の能力によってもかなり変わってくるわけで、その辺についてどう考えているのか。あくまで県は、煙突から出るセシウムの量を基準値ぎりぎりまで高めようとしてはいないんだと。いわゆる煙突から出るセシウム量基準値、県はその決められている量、例え高くても低くても決められている量の範囲内であれば構わないんだということを県は言っているわけで、大事なのはバグフィルターの後、いわゆるバグフィルターの後で基準値を満たすかどうか、それだけでいいんだと。それが高いんであろうと何でも基準値以内であれば問題ないんだということで、本当に大事なのは組合の姿勢だということを改めて痛感したわけです。私思うのは、運びこまれた放射性廃棄物の中にどれくらいの放射性物質が含まれているか、これをどのように鑑定するのか。それが最終的に灰にも残ったあるいは排ガスになって飛んでいった、最終的には何%というような、分母が幾らで分子が幾らで、最終的にそれが99.9になればわかるんですがね。例え灰に残ったとしても。そのセシウムの存在がどこにあるかわかるんですが。そもそもの分母の土台をつかまないと果たして99.9なり何割だっということと言えるのかと。最低でも当組合として、持ち込まれる廃棄物の中でどの程度のセシウム量があるのか、それをどうつかむ考えなのか。それを教えてください。あのね、理事長、この焼却炉の13キロ。13キロっていう私たち、いわゆるふるさと黒川の命と水を守る会というのを今回立ち上げようとしています、この会の準備会の中で、半径13キロ以内に20校の小学校があるんですよ。小学校。一番子供たちが雇いやすいとされている、いわゆる被曝を受けやすいとされているその子供たちの小学校が20校近くあるわけですよ。当然それですから、幼稚園も保育所もあるわけです。そういう点で、ここの地域は4圏域の中でも特に、仙台が宮城県でも一番、東北でも人口の密集地である仙台市と一番隣接している地域でありますから、私は決して反対というわけではなくですね、もっともっと状況を調査して最終的に安全ですということになるまで私は時間をかけて調査すべきではないかと思っているんですね。それで、先ほど県内でも梨府とか仙台市とか、あるいは県外の何カ所、福島云々、岩手云々言っていますが、仙台市でやった試験では全部焼いてしまいましたが、周辺で健康被害が出ておりまして、その方はもしよければ、お医者さんはこれは内部被曝ですよと具体的に出していますよ、だからその被害者はもしよければ

いつでも診断書をつけて見せますよと言っていますよ。こういうのが現にあるんですから、仙台市も問題なかったということは、その問題なかったというのは、そういう認識で見た限りでは被害が散らばっているのが現にあるわけですからその数字を果たして信用できるのかと。お医者さんで内部被曝を確認されたと出ているんですよ、明確に。それから、先ほど経費について申し上げましたが、これは涌谷の例なんです、涌谷では670トンあるそうですが、6カ月で試験焼却で1億円かかるそうですよ。ところが、670トンを全部保管するには1億円で済むというような試算が研究者の方から出ているそうですよ。そうした場合に、毎回6カ月6カ月で幾ら試験するかわかりませんが、ましてトン数1日5トンか何トンかわかりませんが、そのトン数を焼却していく費用よりも、いわゆる半減期を待つそういうちゃんとした取り組みのほうがかえってどこにも不安なし、あるいは発生地にそれを協力してもらおうという手もあるかもしれませんが、とにかく燃やすことが全てではないという方法も具体的に出ているわけで、その辺についても今後検討を深めるべきではないかと思います。

それからさっき、理事長は、環境モニタリング、これを設置しているから問題ないと、それで出てくるのではないかと言っているんですが、これ、モニタリングポストでいいんですよ、たしかね、このことは。ところが県では、モニタリングポストは住民の不安解消のために置いただけで、あれはどこから飛んでくるかわからないから全然当てになりませんよと。自治体からもあれは地元の方々から苦情が出るのでその気休めにするためにも置いてほしいと言われたと。それで私たちは全然モニタリングで安全かどうかを図る何もないと、考えないと、全然考えておりませんと。あくまで煙突から出てくるガスから一部をとって、排ガスをとって、それで分析するしかない。そのように県で答弁していますから。そうした場合に、ただ単に環境モニタリングで云々などということ、皆さん方に安心を保障していくというようなことは全然気休めにしかならないということも、これ、県の責任ある方々が話しておりますので。そういう点で、ぜひそういうことも含めて、どのように、今わかっている範囲で答弁できるのかわかりませんが、ひとつ質問に対する答えをお願いしたいと思います。

私、今、ちょうど、うちの田中理事もおりますが、大郷ではいまだにこの汚染廃棄物、牧草なり稲わらを積んでおくんですが、それについてどのような処理をするか、400ベクレル以下のことについて何も話をしていないんですが。ということは、最終的にはもしかしたら皆焼却に持ってくるのではないかというような思案も不安もあるわけですが、吉田地区に話をしたときに、400ベクレル以下は地元で処理するということについて全然100%自治体が、4つの自治体、3つになります



か対象が、それが全部やっているわけではないんですね。そうした場合に、そのこと自体がもう吉田地区に対する、私は何か反逆ではないんですが、いわゆる約束を守らない行為になってくるんじゃないかと。そういうところからもまず、入り口から足元をそろえていかないことには、ちょっと私問題が出てくるのかなと思うんですね。その辺についてどのようにお考えなのか。よろしく答弁を願いたいと思います。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 非常に多くの御質問がございましたのであれですけれども。まず、保管しているものについてですね、今、農家さんが保管しているものについて。それにつきましては、焼却する部分とあとすき込みなりそういった形でやる部分ということで、地元の方々にも焼却する吉田の方々にもお話をさせてもらっております。まだそこまで進んでいないというか、各町村で以下の物について、燃やさない物について処理を進めているという確認は私はとれておりませんが、それぞれの町村でやっておるというふうに思っております。そして、農家の方の、これは大和町の方の場合でございますけれども、やっぱり早く処理してほしいということ、あとすき込みの場合はすき込みを早くしたいということですが、今ちょっと、環境省のほうと、何と申しますか、費用の関係でいろいろ打ち合わせをさせてもらっていますが、なかなかこまいといいますが、いろいろな難題がありまして、まだ決定をしておらないところでございまして。実際の処理まではしていないのですが、そういったことでやっておるところでございます。しがたって、全てを焼却炉で燃やすということではなくて、当初の約束のとおりそこで処理できるものについては処理をしてという基本的な考え方でございますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それから、それぞれ一時保管の場所、どこかに1カ所という話もちょうとあったところでございますけれども、そういった場合にはやっぱりその保管をする場所が今度、保管をする場所を1カ所に決めるということについての課題があるということは、農家の方もお話しでございました。

それから涌谷の1トン1億円という費用については、私も、そういう費用というふうには認識していないので、ちょっとその辺は涌谷さんにも確認してみたいと思います。ですから、その1トン1億円かかるからほかの方法と、そういう金額がかかるのであれば、かかるのであればというかその金額ではちょっと大変だなというふうに思っていますけれども。それから、こちらで燃やすものがいっぱいになってしまったのでほかに委託をするという、お願いをするということでございますけれども、これは最終的には国のほうに請求をするということになるというふうに思っております。

それから、ろ紙の件とかその辺につきましては、ちょっと専門。

○議長（平渡高志君） ここで余り、執行部じゃなくて理事長が求めているんですから、難しいところは答えられなければ答えられないで結構です。

○8番（千葉勇治君） 理事長でなくてもいい何も。

○議長（平渡高志君） 一般質問は首長がやることになってますので。

○8番（千葉勇治君） 理事長が回せばいいんだよ。部下さ。何も。

○議長（平渡高志君） 答えられない場合は、答えなくても結構でございます。

○理事長（浅野 元君） わかる範囲ということで。じゃあ助役のほうから。わかる範囲でということ。

○議長（平渡高志君） わからなければわからないでいいんだよ、こんなの。専門的などこでないからね、ここは。助役。答弁席で。

○助役（佐野英俊君） 余りにも再質問事項が多くて、メモを取りかねた部分もあるんですけども。今のろ紙という部分についてでございますが、排ガス中の検査ですね、これはあくまでも国家検定に基づく検査方法で専門業者に委託してやるわけでありますので、ろ紙のこまき等々についてどうなのかという質問につきましては、我々はそういう適切な国家検定に基づく検査方法に基づくものを使ってやるということを知る以外ないというのが一つであります。

あと、現場の関係で、作業マニュアル等々ありましたけれども、これは当然現場における安全面を管理いたしまして、施設といたしましては搬入を受けてからのそこでの作業でありますので、町村と組合での分けられる分もあるのかなということで、現場では前に議会に説明資料を提出しておりますが、6クールでやる。そして1日最大1トン、そしてそれを1クール5日間、そういう処理計画から始まりまして、作業手順、現場における作業手順、その辺はセンターの所長を中心に、日々研鑽しておるのが実態でございます。

それから、他自治体の実績等は、我々といたしましては公表されているデータを知る以外ないと。確認しましてもそれ以上のものは何らございません。一応申し上げておきたいと思います。

それから、焼却灰から出るというお話ですが、今現在も8,000ベクレル以下、当然焼却灰から出ております。これは毎月ホームページで公表しておる、広報誌でも公表しておるのが実態でございます。ただ、排ガスからは現在不検出でございます。焼却灰からは当然出ております。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。これ、一般質問ですね。通告しておりますのでこの順に簡潔にお願いをいたします。

○8番（千葉勇治君） わかりました。それでは簡潔に時間の範囲内でやります。

まず、一番目の通告に対して、今、そのように私なりに整理したつもりだったんですが、聞く側から見るとそのようにとられなかったのが、改めてですね。市町村の責任で処理するということが自体が私はおかしいと思っているんですが、理事長は何回でも特措法というのはあくまで8,000ベクレル以下は自治体の責任なんだから自治体の一般ごみと同じなんだからと。なぜ、これが一体8,000ベクレル今回出てきたのか、一気にですよ。これまではかなり少なかった量が今回の、いわゆる原子力発電所の事故によって放出された云々っていわゆる特措法が出た後に一気にレベルが上がったわけですね。その辺どのように調査してますか。8,000ベクレル上がったと。それで8,000ベクレル以下は安全だと。本当に安全なのかと、一方では被害者が出ていると。もし、私、お聞きしたいのは、再質問だから余り長くしませんが、もしですよ理事長、内部被曝だったということが明らかになった場合には、この試験焼却についても再考するという事で理解していいんですね。具体的に仙台市のある方が間違いなく内部被曝だったと、お医者さんからも診断書要求されれば出していいですよということまで出ているわけですが、その際には改めて検討するという事で、試験焼却について考えていいんですね。その辺一つ。それは、聞くことに、理事長の腹一つだと思うので。あるいは理事会で協議会するかどうか分かりませんがね。そういう具体的に8,000ベクレル以下を一般ごみとするということ自体が問題で、その後8,000ベクレル以下になったからこれ市町村の私たちの責任と。何で私たちに責任があるんだと。責任は発生させたもとでしょう、国でしょう。福島原発いわゆる東京電力でしょう。そこにこそ責任があるので。特措法で8,000ベクレルに決まった以下は一般だ、だから私たち市町村の責任で処理、そんな内容は、この世界にいる方々はぎりぎり内容しましょうが、一般人はそんなことおかしいと思うんですよ。それを、だから、私たちは進んで試験焼却しますっていうのはおかしいですよ。その辺について改めてお聞きしたいと思います。

それから、2番目の通告に対して、私、検出された事例は何回も聞いていますよ。だから事例を出してくださいと。仙台ではこういう焼却をしてこうだった、どこではこうだったということ。さっき言ったような地域だけでもいいから、何ぼ燃やしてこうだった、出してください。それでいいんです。それをもとに私次なるものに調査なり進めていきますから。それを出されないということ自体が、答弁だけではだめですよ。それから、試験焼却については本当に試験なんだと、そのことも全然認識されていないんですが、理事長、試験焼却してもし、もしですよ、それが飛散するようなことがあった場合にどのように考えるの。国の検定、国が検定しているから云々という話ですが、国の検定で全て我々は皆問題ありませんでしたと言っていれば、何もいろいろな災害なり問題は出ないですよ。震災でもあれぐらいの建物が崩壊したりしたんだ。これも皆国の検定が一応それな

りに通っているわけですから。そういう中にあっても石橋をたたいて我々が慎重に進んでいくのが自治体であり、郡民の命を守る自治体でしょう。それが、国の検定で問題がないから大丈夫です、そんな答弁で執行部としてもっと責任ある、みずからの調査の権限で調査やって、そして私たちがその後いろいろ調べた結果こうだったぐらいの状況を出すの。最初から国が間違っていないから大丈夫ですがすでは話になんないんでないかと私思うんです。そういう点で、3番目の通告のこの郡民の生命、財産、郡民を試験にするのかと。試験台にするのか、このことについて余りにも答弁が甘過ぎますよ。もっと責任ある答弁を求めたいと思います。まあ回収された場合には極めてこれ、能力できないでしょう、もう空中に飛んでしまったらば。だからあえて私質問に出しましたが、これ無理なんですよ、空中に飛散してしまえば。何かありますか、空中に飛散した場合の取り方、理事長、ありますか、空中に飛んでしまった場合、間違っ、試験で。済みませんで済まないんですよ、もう。ですから私あえて、議会だからここで求めておくんですよ、責任も出てくるわけだから。

5番目の、締結内容、さっきお聞きしますと、そういうことについては踏まなかったと、ただいろいろ今後事業を進めるに当たって、工事するとか迷惑かかるとか、多分そんな内容程度で。だって、試験焼却する場合に当然のことながら、万が一に備えてせめて近い方々に対しては、もし何かあった場合にこういうことをしますよと、ですから皆さん御協力してくださいということがあってしかりでしょう。今の答弁を聞いていますと、この放射性廃棄物の試験焼却について締結について何もしていないということで理解していいんですね。答弁なければそのように理解しますよ。それがあったんですか、何らかの形で。試験焼却に対する地元との同意形成は。何も答弁なければ、私、何もなかったんだということで、これは大きな意味での、地域に対してもっともっと地域に理解を深めてもらう必要があるの。もしあればあるで出してくださいよ。それ答弁、ほろわないで願いますよ、5番目の通告に対してね。安全・安心を語っていながら全然そういう点では地元が一番肝心な方々にこのことについては口にチャックしているんでは問題ですよ、これは。締結内容を示してください。

そもそも、6番目の通告で、何回も、何できようだってできるでしょう、4人も理事がそろっていれば理事会。どうなんだと。こういうことで間違っフィルターなんだと、10%も違うよと。もししたらバグフィルターからくぐり抜けてくる可能性があるんだと。そういう状況の中でもどう進みますかと。ちょっと理事会を開いて、あとやっていない大郷どうしているんだというものを含めて、理事会でもう一度今回の試験焼却についてどういう考えでやっていくのか、その辺をきちっと、やはり理事長としてまとめていくのが役割ではないですか。それで皆認識しているでしょうか

ら、情報を見てわかっているでしょうからでは、それでは何も議会も何もいらぬですよ。

そういう点で、もっともっと理事会としてちゃんとした統一見解を持って当たってほしいと思います。その中では、やはり先ほど冒頭に申し上げましたが、はっきりした安全が確認されるまで何とか凍結してほしいということを強く求めるわけです。

今後の日程について、先ほど施政方針を見ていましたがあのおりですが、処理量とか予算とかこの辺については当然3月あるいは4月、いつごろからやるかわかりませんが、日程、当初予算見えていますとこのことについてはあるのかないのか、何か施政方針には試験焼却のことは一言も触れていませんがね。いわゆる予算のほうですよ。このことについて全然予算化、幾ら国から金が来るか、環境省か農水省から交付金来るかどうかかわかりませんが、その中での予算は計上すべきじゃないんですか。もし計画しているんならば。なぜ計画、ここに予算を組まないんですか、全然。やらないということでもいいんですか、当初は。全然やらないということだから組まない。あるんですか、もしあればあるなりに、何ページに。施政方針に入っていなかったものだから、私施政方針しか正直までにこまく見なかったんですが。もしあればですよ、どういう予算で内容でやっていくのか。一般質問ですからそのぐらい出してくださいよ。以上です。お願いします。うんと簡単な質問ですよ。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず、1問目でございますけれども、普通廃棄物という見方をすることですね。このことについては、国、県に対しましてはこれまでも基本的には主体的に取り組んでほしいということで、今でも申し上げておるわけでございます。ただ、そういった中で、法律上今8,000ベクレル以下がそういうことになっておりますので、現段階の中では町村で処理をするということで。ただ、主体的に国、県がやってくれということでの訴えは我々は常にやっているということでございますのでよろしく申し上げます。

それから、データということでございますけれども、我々はこういったデータを持っております。これは、ホームページにも載っているということでございまして、さっき助役も言いましたけれども、これ以上のものを求めてもこれ以上ないという話でございますので、これは提示できます。

それから、国、県の飛散等についてですね、国、県の検定がということでございますけれども、我々もこういったことで国、県の検定ということもありますけれども、こういったデータを見てそういった各町村のですね、そういったデータを見ながら不検出であったりというものを見ながら判断をしているということでございますのでよろしく申し上げます。

それから（「ガイドラインとか見てだすべ」の声あり）飛んでいったものはどうするんだというお話ですが、それは、おっしゃるとおり、逆にあるんだったら（「だから飛ばないようにしなきゃならないってことっしょ」の声あり）そうですね。

それから、5番目の文書ということでございますが、地元の方々と文書の取り交わしということはありません。（「ないの」の声あり）ただ、安全・安心についての説明をこれから繰り返してやるという、運搬経路とかそういったものを改めてやるかですね、そういったお話し合いをしておりますけれども、このことについての取り交わしは正式にはございません。（「ないのね」の声あり）

それから、理事会としてのその99%の論拠ということでございますが、これについては、この問題だけではなくて、このことについてこの間お話ししたときに、そのときにその段階で理事会ということは開催しないという話は申し上げましたけれども、その後も理事会はございます。そういった中で、こういった課題があって、課題と言いましてもこれはさっきも言いましたけれども、データが違っていたということでございますので、その論については確かに違うことになった。ただ、こういったデータ、結果を見て我々は判断をしているということでございます。（「（聴取不能）が違うからおっかなくなってる」の声あり）

○議長（平渡高志君） 千葉議員、答弁ですので発言はしないでください。（「ひとり言ですから」の声あり）

○理事長（浅野 元君） それから、予算ということでございますが、これにつきましては8月ですか、焼却関係の予算を提案させていただいております。そうした中で、議会の皆様方にも御理解をいただいて、残念ながら全会一致ではございませんでしたが。あのときは、違う案件でですね、処理ではなくて焼却炉の運営について御疑問があるということで、御発言がございましたが、そのほかの方には皆さんに御了解をいただきまして、そして予算化がされております。以上です。

○議長（平渡高志君） 以上で8番千葉勇治君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩に入ります。休憩時間は10分でございます。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議を始める前に、千葉勇治議員からのモニタリングの結果を皆様方の机上にお上げしておきますので、参考にさせていただきたいと思っております。

---

日程第4 議案第1号 消防事務手数料条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第1号消防事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長落合 稔君。

○消防本部予防課長（落合 稔君） 議案第1号について御説明をいたします。

議案書の1ページとあわせて別冊の条例議案新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、危険物製造所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改正するものです。

新旧対照表をごらん願います。

今回の改正の主な内容については、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所に関する変更です。準特定屋外タンク貯蔵所とは、屋外に設置するタンクで危険物の最大貯蔵量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のものを準特定屋外タンク貯蔵所と言います。特定屋外タンク貯蔵所は、危険物の最大貯蔵量が1,000キロリットル以上のものが今回の変更の該当になるものです。石油コンビナートなどのタンクを想像していただければと思います。なお、管内に今回の改正にかかわるタンクや、今回の改正にかかわる該当する部分はございません。

議案書の12ページをごらん願います。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第1号消防事務手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第2号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、議案書13ページをお開き願います。

議案第2号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,826万6,000円を減額いたしまして、38億5,660万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては、次のページ、14、15ページにございます第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

13ページにお戻りいただきまして、第2条は債務負担行為の補正でございます。平成30年4月1日からの事業開始に必要な各種業務委託等の契約について、本年度中にその契約事務を進めるため、債務負担行為を追加しようとするもので、16ページにございます第2表債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、別冊の平成29年度各種会計補正予算に関する説明書にて詳細を御説明いたします。

1ページをお開き願います。次の2ページまでが歳入歳出の総括でございます。詳細につきましては次の3ページから御説明いたします。

まず、1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金ですが、補正額1,378万1,000円を減額いたしまして、27億4,507万8,000円とするものでございます。内容につきましては、ごみ焼却施設整備事業費の事業額確定による調整、あと消防費算定の基礎となる基準財政需要額の額確定による調整でございます。市町村ごとの内訳につきましては、富谷市3万7,000円、大和町835万6,000円、大郷町282万2,000円、大衡村256万6,000円を減額いたしまして市町村にお返しするという内容でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、1項使用料1目衛生使用料につきましては、斎場使用料を50万円追加しまして600万円に。続きまして2款2項手数料消防手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料を17万4,000円追加いたしまして222万4,000円とするもので、それぞれの歳入実績をもとに追加するものでございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては、26万6,000円を追加し3億8,029万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては農林業系廃棄物処理におけます各



種濃度測定の際にかかる放射性物質汚染廃棄物処理事業の補助金の追加でございます。

次に、5款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、基金の利子1万1,000円を追加するもので、収入見込み額の調整によるものでございます。

次に、7款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、基金を充てまして事業を実施いたしました事務所改修工事、あと消防の水槽付消防ポンプ自動車更新事業の事業額が確定したことにより繰り入れの一部を戻し入れするもので、213万6,000円を減額調整し、7,365万8,000円とするものでございます。

次に、8款繰越金1項1目繰越金につきましては、各部門の前年度繰越金を調整したもので、97万7,000円の追加となるものでございます。

次に、9款諸収入2項1目消防受託事業収入につきましては、高速道路救急業務支弁金の額確定により11万7,000円を減額したものでございます。

次に、諸収入3項1目雑入につきましては、環境管理センターの再資源物売り払い代152万5,000円、その他雑入につきましては市町村職員研修所の寄宿舎利用に係る助成金を3万5,000円、合計しまして156万円を減額したもので、実績に基づく収入見込み額の調整でございます。

次に、10款組合債1項2目消防債につきましては、水槽付消防ポンプ自動車更新事業の借入額が確定したことにより260万円を減額し5,040万円とするものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、資料5ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

まず、2節から4節の人件費につきましては、5ページの総務管理費、5ページから6ページにかけての保健衛生費、6ページのごみ処理費、7ページの消防費、それから7ページから8ページにかけての教育総務費におきましては、人事異動及び人事院勧告に準じました給与費等の改正にともない精査したものであります。

5ページに戻っていただきまして、13節委託料から15節工事請負費につきましては、事務事業執行後の確定に伴い減額をお願いするものです。

次に、2目文書広報費につきましても、執行残の減額をお願いするものでございます。

それから、3目財政管理費につきましては、各部門事務事業を精査し、各費目ごとに基金積み立

てをするもので、3,061万5,000円を追加いたしまして、3,062万5,000円にするものでございます。

最後に、9ページから11ページまでは人件費補正の給与費明細書になっております。説明を省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上が総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 続きまして、衛生費について御説明を申し上げます。

4款1項1目保健衛生費につきましては、先ほど人件費で御説明しましたとおり496万5,000円を減額し、総額を2,402万6,000円に補正をお願いするものでございます。

2目火葬費につきましては、11節需用費の追加32万4,000円につきましては待合室の畳交換のため1部屋分をお願いするものでございます。また、委託料53万7,000円の補正につきましては、除雪費用の追加のお願いとなります。今年度は積雪量が多く、当初予算につきまして1月時点で執行する予定となる可能性が出てきました。今後も積雪が予想されており、住民の方々が使う施設ということもございますので追加の補正をお願いするものでございます。

12節役務費、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額として行います。火葬費合計で50万円を追加し、総額を3,623万4,000円に補正をお願いするものです。

1項保健衛生費の合計としまして、下の計にありますとおり446万5,000円を減額し、総額を6,026万円に補正をお願いするものであります。

続きまして、4款2項2目ごみ処理費につきましては、132万4,000円の人件費について先ほどの説明のとおり減額されます。役務費につきましては、8月議会で可決いただきました農林業系の廃棄物試験焼却にかかる放射性セシウムの各種検査費用につきまして、8月時点につきましては年内から焼却という話を受け予算を計上していたところでございますが、このたび2月上旬以降ということになりましたので、不用額を減額するものでございます。

13節業務委託料につきましては、事業執行の経費確定に伴う減額として48万6,000円減額し、ごみ処理費合計で521万3,000円を減額し、総額を2億6,737万9,000円をお願いするものでございます。

3目ごみ焼却施設整備事業費につきましては、委託料につきましては、一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会推進地域計画策定業務、及び19節につきましては補助金交付金につきまして金取北地区の集会所等の整備のそれぞれの事業執行の経費確定に伴う減額として行うものでございます。

4目最終処分場費につきましては、11節需用費につきまして光熱水費を57万1,000円の増額、12

節役務費では先ほどこみ焼却と同様農林業系廃棄物の試験焼却に係る各種検査費用について不用額として133万7,000円を減額するものでございます。

衛生費合計として、さっきの総括のほうに戻っていただいて2,166万7,000円を減額し、22億9,785万8,000円に補正をお願いするものでございます。

以上が衛生費の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、続きまして5款の消防費について御説明いたします。

説明書の7ページ中段をごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、先ほど説明のあった人件費にさらに12節役務費、19節の負担金補助金及び交付金を合わせまして1,553万4,000円を減額し、総額を11億4,000万9,000円とするものでございます。

2目消防施設費につきましては、13節委託料、18節備品購入費合わせまして125万9,000円を減額し、総額1億2,475万6,000円とするものでございます。

5款消防費につきましては1目、2目合わせまして1,679万3,000円の減額補正をお願いし、総額12億6,476万5,000円とするものでございます。

以上、消防費です。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 続きまして、教育費について御説明申し上げます。

6款1項1目教育委員会費につきましては、人件費で御説明したとおり102万6,000円を減額しまして、総額914万2,000円に補正をお願いするものでございます。

6款2項1目社会教育費、6款3項1目適応指導教室費につきましては、財源構成の変更を行いますが、歳出予算の変更はございません。

以上が、6款教育費の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） 続きまして、7款公債費について御説明申し上げます。公債費につきましては、ごみ処理施設建設に係るもので、平成28年度分の事業の繰り越しに伴いまして起債も繰り越しましたので、今年度の償還額を調整いたしまして元金利子合わせまして255万8,000円を減額するものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 説明書の中の3ページに、放射性物質の汚染廃棄物処理事業費の補助金ということで26万6,000円が計上されておりますが、この内容についてどういう性格のものなのか答弁願います。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） 先ほど、衛生費のほうで、歳出のほうで説明がございました6ページですね、4款2項ごみ処理費におきます12節役務費のところでは減額されておりますが、こちらにつきまして5回分ですね、測定経費です。そちらの分につきまして2分の1補助されるという内容のものでございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 何をどう測定するんですか。その辺ちょっと詳細にわたった内容を。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） 質問にお答えいたします。

農林業系廃棄物処理の焼却処理に係ります放射能検査、こちら試験焼却に係ります放射能検査ですね。こちらにつきまして28万2,528円。続きまして、その他の農林業系の処理に関する事業といたしまして、こちら焼却灰、排ガスのセシウム濃度の放射能検査でございます。こちらが2回でございます。合わせまして5回の、46万円となりまして、そちらの2分の1が補助されるという内容でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 2分の1はわかったんですが、この倍の金額が、排ガスの検査2回と試験焼却の、それからあと何があと3回って言ったんですか。その辺ちょっとこまかく教えてください。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、お答えいたします。

主灰の放射性セシウムにつきまして5回です。それから飛灰、放射性セシウム、こちらは3回になります。なお、残りの2回につきましては、もともと月1回測定しておりますので、こちらについてはその補助金の、いわゆる農林業系のモニタリング事業から外すと。5回は検査しておりますけれども、飛灰についてはそのモニタリング業務については3回ということになります。それから、排ガス中の放射性セシウム、こちらについて5回ということになります。さらに、最終処分場の水質について、最終処分場につきましては月2回ということで4回を計上しております。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 4ページの、再資源売り払い代の減額について詳細を求めたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 再資源化売り払い、こちらにつきましては、住民の方から集められました缶等が売り払いということで毎月売り払っております。そちらにつきましては、毎日毎日の値段の変化がございます。最近価格の下落というところがありまして、金属の買い取り価格が下がっているという報告もございます。それから、量的には昨年より若干落ちてきていると。これについても住民の方々の分別等で缶として排出される量が若干少なくなってきたということで、減額という形になっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 予算のほうにも絡みますけれども、これから資源ごみ等、ごみの減量化等、いろいろ取り組みはしていかなきゃないというふうなところで、当初予算から比べても相当な額が減っているのではないのかなど。その資源ごみ回収に際して、組合側としてこういった取り組みを行ったのちちょっと確認をしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 資源ごみ回収につきまして、広報等では住民の皆様には通知しているところもございます。あと、市町村の担当課等とも協力いたしまして、住民の方々へのPR、それから企業さんへのPR等に努めてまいっているところでございます。さらに、前年から、今年です、紙として持ち込まれる物については料金を無料にするというような、できるだけ燃えるごみを減らすというような取り組みを行っておるところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございますか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） それでは、説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項2目火葬場費の11節需用費でありますけれども、32万4,000円ということで、和室待合室1室の畳の入れかえということでの御説明でありました。あそこ2室あるわけでございますけれども、3室ですね、既に交換済みであるのかですね。また今後、継続してまたこの和室の畳の入れかえが発生し得る可能性があるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 浄斎場の和室の待合室につきましては、現在3部屋ございます。一番奥の部屋と真ん中の部屋につきましては、畳交換は既に完了していると。1日4人の方を火葬する時

期については、その2部屋だけでよかったということで、手前の部屋につきましては住職さんのお部屋というような位置づけでそのまましておりましたが、1日5人火葬するようになりまして、そちらのほうも待合室を開放しなければいけないという状態になっております。そちらの部屋、まだ畳が古いままになっているということもございますので、今般そちらのほうの畳を交換するというところでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 確かに、稼働率が十分、残念ながら上がっている状況にあつて、確かに我々も火葬にお邪魔する機会、大分手狭になってきているように見えておった部分ですね。一つの策として利用されていなかった1室を利用するための予算計上であるということでお話を伺いました。一方で、やっぱり生活様式も変わる中、なかなか畳の和室を利用される方というのが、比較的懸念される方も出てきておる中ですね。ある意味洋式化になるかもわかりませんが、テーブル利用みたいなのも、今後検討していくような必要性もあるのではないのかなという気もして拝見しておりますけれども。将来的なその計画として、まず部屋数が少ない、1室開けるのでまだ今よりはよくなるという前提ではあるかと思っておりますけれども。今後の計画として、または利用者の方の御意見として、そういった待合室の利用という面で何かお話が入っているものがあればお聞かせをいただいております。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） お答えいたします。この問題につきましては、過去におきましても議会におき一般質問等もされた時代がございます。その際にも理事会といたしましていろいろ、地域の利用される住民の方々の意見を聞く中で、最終的にやはり議員おっしゃるとおりフローリング化、テーブルと椅子等を望む声と、やはりまだまだ座敷式の従来の姿を望む意見がございまして、今後も地域の利用する方々の意見を尊重しながら見きわめていくという時期がございまして、今回、私も直接、火葬場を業務委託しておりますので、受託側の意見、最近どうなんですかということで確認する機会もございました。今のところ、畳を全面撤去してほしいという意見もなく、確かに込み合う場合は椅子、テーブル、不足する場合がありますけれども、利用される方々に座敷、畳の部屋をお使いいただきたいということをお願いするとそれなりに利活用していただいているということで、今後も利用する地域住民の方々の意見を尊重し、議員おっしゃるご意見を考慮しながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。ないですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第2号平成29年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第3号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書17ページをお開き願います。

議案第3号平成29年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ73万4,000円を減額いたしまして、1,783万5,000円とするものです。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、18ページでございます第1表によるものでございます。

それでは、詳細につきまして、説明書により説明申し上げます。

別紙の12ページ、お開き願います。

それでは、12ページになりますが、歳入歳出を総括したものでございます。詳細につきましては、13ページから説明申し上げます。

まず歳入でございます。1款分担金及び負担金1目市町村負担金でございますが、1,854万9,000円から148万1,000円を減額いたしまして、1,706万8,000円とするものです。この減額分につきましては、各市町村へそれぞれお返しするものです。説明欄に記載しております金額でございます。

次に、2款繰越金1項1目繰越金につきましては74万7,000円を追加いたしまして74万8,000円とするものですが、これにつきましては前年度繰越金の調整をさせていただいたものです。

次に、歳出でございますが、執行残の整理となっております。

1 節報酬、9 節旅費につきましては、審査会委員の出席状況から生じた不用額による減額でございます。なお、審査会の開催につきましては、予定どおり計画的に開催されているところでございます。

次に、11 節需用費につきましては、今回資料の印刷、これが精査したものでございます。

次に、14 ページから 16 ページまでは今回補正の給与費に係ります審査会委員及び職員 1 名の給与費明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上が介護認定審査会の補正の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 6、議案第 3 号平成 29 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第 7 議案第 4 号 平成 29 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（平渡高志君） 日程第 7、議案第 4 号平成 29 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、続きまして 19 ページ、お願いいたします。

議案第 4 号平成 29 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものです。

まず、第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 万 8,000 円を減額いたしまして、112 万 6,000 円とするものです。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページ、20 ページにございます第 1 表によるものです。



それでは、詳細につきましては説明書により説明申し上げます。

別紙の17ページ、お開き願います。

17ページは、歳入歳出を総括したものでございます。

次に18ページの歳入でございます。

まず、1款分担金及び負担金1目市町村負担金でございますが、117万2,000円から19万2,000円を減額いたしまして98万円とするもので、この減額分につきましては介護認定審査会同様各市町村へそれぞれお返しするものでございます。説明欄に記載しております金額となっております。

次に、2款繰越金1項1目繰越金につきましては、14万4,000円を追加いたしまして14万5,000円とするものです。これにつきましても同じく前年度繰越金がございますので、繰越金の調整をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、執行残の整理となっております。

1節報酬、9節旅費につきましては、審査委員の出欠状況から生じた不用額になっておりまして、審査会の開催につきましては予定どおり計画的に開催されております。

19ページにつきましては、今回補正の審査会委員の給与費に係ります給与費明細書となっておりますのでごらん願いたいと思います。

以上が、障害支援区分認定審査会の特別会計第1号の補正の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、議案第4号平成29年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第8 議案第5号 平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（平渡高志君） 日程第8、議案第5号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議案書 21 ページ、ごらん願います。

議案第5号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このことにつきましては、第2条で平成29年度の病院会計予算第2条に定めました業務予定量につきまして補正するものでございます。業務予定量につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました予定数値をもとに計画計上しておるものでございます。

まず、（2）年間患者数の入院につきましては、補正前4万2,705人に対しまして現在の入院利用実績に合わせまして利用者増の4万5,625人を見込むものでございます。外来患者数につきましては、補正前患者数延べ8万7,892人に対しまして利用者増を見込みまして9万1,980人を見込むものでございます。

次に、（3）1日平均患者数につきましては、補正前の入院数117人に対し125人を見込むものでございます。外来につきましては、補正前301人に対し315人を見込むものであります。

第3条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額について補正するものであります。

まず、収入であります。

第1款病院事業収益におきまして、2億7,927万3,000円を追加し、補正後の予定額を33億1,312万4,000円とするものでございます。

次に、支出であります。病院事業費用において2億8,105万1,000円を追加し、34億5,629万8,000円を予定額とするものでございます。

次のページ、お開きください。

第4条につきましては、4条に定めました資本的収入及び支出の予定額について補正をお願いするものであります。

まず、収入であります。

第1款資本的収入において289万9,000円を減額し、補正後の予定額を5億643万円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出において289万9,000円を減額し、補正後の予定額を5億643

万円とするものでございます。

第5条では、予算8条に定めました関係市町村から補助を受ける金額について、資本的勘定から収益的勘定へ予算の組み替えをお願いする内容となっております。具体的には、資本的収入を149万9,000円減額し、上段の収益的収入に149万9,000円を追加するものになります。市町村ごとの補正額については、次のページの各表のとおりでありまして、トータル的には一番下の表のとおり関係市町村の負担金額に変更はなく、合計4億4,001万9,000円のままでございます。

詳しくは、別冊にあります補正予算に関する説明書にて説明を申し上げます。

20ページ、お開きください。

このページにつきましては、補正予算の実施計画書になっております。

詳細につきましては、次のページの補正予算計画明細書で説明しますので、21ページをお開きください。

1款病院事業収益であります1項医業収益におきまして2億7,927万3,000円を追加するものがあります。内訳ですが、入院収益につきましては予定人数8人増、外来収益については1日当たり14人増、3項その他医業収益についても室料差額収益、公衆衛生活動収益及び文書料などのその他医業収益も合わせまして全て増収を予定する内容でございます。

続きまして、2項医業外収益の149万9,000円の補正につきましては、先ほどの予算書の説明の市町村負担金について、資本的勘定から収益的勘定へ予算の組み替えをお願いする内容となっております。

次に、下段の表、支出であります。

3目経費につきましては、事業執行の確定及び今後の医療機器や設備に係る修繕の見通しを踏まえまして、こちらで260万6,000円の追加をお願いするものです。

14節委託料につきましては、こちらにつきましては収入で追加予定であります医業収益3,144万円分の同額を、自由診療委託料として同組合から指定管理者に支出予定であります。

17節交付金につきましても、収入で追加予定でありました1目入院収益及び2目外来収益の合計2億4,633万4,000円の同額を、保健診療報酬交付金として組合から指定管理者に支出するものであります。

次に、5目資産減耗費につきましては439万9,000円の追加を予定するものであります。これにつきましては、平成29年度に新規医療機器が整備されたことに伴いまして、旧医療機器廃棄分に係る固定資産を除去するものでございます。

次のページ、お開きください。

2項医業外費用1目支払い利息企業債取扱諸費につきましては、110万7,000円の減額補正を予定するものでございます。

次に、資本的収入及び支出であります。

こちらにつきましては、1款1項関係市町村負担金につきましては、下の段の支出における所要額の確定及び今後の執行見通しを踏まえまして、関係する市町村負担金149万9,000円を減額して、関係市町村へはお返ししないで収益的勘定への組み替えをするものでございます。

2項企業債につきましては、MRIを初め全7項目の医療機器の購入の事業額が確定したことにより、企業債の借入額について減額するものでございます。

次に、支出であります。

1款1項企業債償還金につきましては企業債の元金償還額の今後の執行見通しを踏まえまして3万5,000円を減額。

2項建設改良費につきましては、医療機器購入の事業額が確定したことによりまして149万6,000円の減額をお願いするものでございます。

3項リース資産購入費につきましては、リースにより購入した医療機器の元金償還額について、今後の執行見通しを踏まえ136万8,000円の減額をする内容となっております。

以上が、病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより昼の休憩に入ります。

会議再開は、午後1時からとなります。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 年間患者数についてお聞きしたいと思っております。

前回、去年ですか、去年も見たんですけども、大体増加傾向にあるんでないかなと思うんですけども、黒川郡全体として人口もふえているし、今後の見通しとしてやっぱり患者数そして入院あるいは外来とも今後ともふえていくんでないかなと想定されるんですが、その辺の考えはどのようになっているのかお聞きします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議員おっしゃるとおり、今後も人口増等を踏まえまして、あと患者数の増加ということも考えております。後ほど当初予算のほうでも御説明はございますけれども、次年度の患者数、予定量につきましても増加傾向ということの予定数を提出しております。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 今後の見通しとしてお聞きしたいんですけども、看護師等あるいは医者等、あるいは病院のベッド数等が不足するということはどうのように考えるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 看護師数等につきましては、全て指定管理者のほうに委ねておりますので、医療行為等が多くなればそれだけ今回補正計上したとおおり、医業収入がふえるということもございます。ということで、指定管理者側のほうでも当然足りなくなればそれなりの人的手配はされるのかなということで、全て委ねているのが現状でございます。以上です。（「ベッド数は」の声あり）ベッド数につきましては、当初の予定につきまして多くなっているということもございまして、ベッド数についてはまだ70%台ということになっておりますので、当面は足りなくなることはないと思えます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第5号平成29年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第9 議案第6号 平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション  
事業会計補正予算（第1号）

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第6号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書の24ページ、ごらん願います。

議案第6号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、さきの病院同様平成29年度ステーション事業会計予算に定めました業務予定量につきまして補正をお願いするものでございます。

こちらの会計も、病院事業会計と同じく指定管理者に経営を委ねておりますことから、指定管理者より提出されました数値をもとに計画計上をするものでございます。

まず、初めに（1）利用者数につきまして、補正前は月当たり83人に対して現在の利用実績に合わせまして86人に変更するものでございます。

次に、利用回数につきまして、補正前月当たり利用回数364回に対しまして464回に変更するものでございます。

第3条では、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額について補正するものであります。

まず、収入でございます。

第1款事業収益につきましては、851万3,000円を増額いたしまして5,317万5,000円を予定額とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款事業費用につきましても862万6,000円を増額し5,328万7,000円を予定額とするものでございます。

詳細につきましては、別冊にあります補正予算に関する説明書にて説明申し上げます。

23ページをお開きください。

補正予算実施計画書につきましては、こちらのまとめになっております。

24ページ明細書のほうをごらんください。

収益的収入1款事業収益については851万3,000円を増額補正をするものでございます。

次に、費用になります。事業費用につきましては3目経費について、先ほどの収入同額の851万3,000円を増額補正をするものでございます。こちら、同額を交付金として指定管理者側に交付するものでございます。

6目棚卸資産減耗費につきましては、訪問看護用の車両、こちらにつきまして廃車したことによ

ります資産減耗費となっております。

以上、平成29年度訪問看護ステーションの補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第9、議案第6号平成29年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第10 議案第7号 平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第7号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、議案書25ページをごらん願います。

議案第7号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計予算について、御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,828万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額につきましては、次のページ26、27ページにございます「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

25ページにお戻りいただきまして、第2条債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為につきましては、28ページ「第2表 債務負担行為」をごらん願います。

事項につきましては、消防指令システム消防救急デジタル無線ネットワーク機器賃貸借でございます。こちらにつきましては、消防指令システム等の一部更新を賃貸借で行うものでございまして、期間を平成30年度から35年度、限度額を3,495万8,000円とするものでございます。

25ページにお戻りいただきまして、第3条地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、再び28ページの「第3表 地方債」をごらん

ん願います。

起債の目的につきましては、小型動力ポンプ付水槽車更新事業でございます。限度額を5,630万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

再び25ページにお戻りいただきまして、第4条一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

次に、第5条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を1号のとおり定めるものでございます。1号につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足生じた場合に同一款内で各項の間で流用ができるとするものでございます。

それでは、別冊の平成30年度各種会計予算に関する説明書で説明させていただきます。

それでは、1ページをお開き願います。次の2ページまでが、歳入歳出に係ります款項ごとの総括でございます。詳細につきましては、次の3ページから御説明を申し上げます。

初めに、1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金につきましては、本年度総額18億9,091万9,000円でございます。前年度と比較いたしまして8億6,794万円の減となり、こちらにつきましては3カ年事業で進めてまいりましたごみ焼却施設建設事業が完了することによるものが減額の主な要因でございます。費目ごとの金額につきましては、下段にございます市町村負担金調書のとおりでございます。市町村負担金につきましては、各費目の事業費から自主財源を差し引いた金額をもとに組合格約規定に基づきまして人口割、実績割、児童生徒数割などから算出したものでございます。

それでは、負担金調書の合計欄をごらん願います。

市町村ごとの金額につきましては、富谷市6億6,023万2,000円、大和町7億1,678万7,000円、大郷町2億7,972万9,000円、大衡村2億3,417万1,000円となりまして、合計額が18億9,091万9,000円でございます。

4ページをお開き願います。

まず、2款使用料及び手数料1項1目衛生使用料につきましては、550万円を計上しております。こちらは黒川浄斎場の使用料でございます。

2目総務使用料につきましては、1節土地使用料といたしまして黒川浄斎場と一般廃棄物最終処分場の敷地内の電力柱の設置使用料といたしまして1万1,000円の計上でございます。2節施設使用料につきましては、各施設に設置しております自動販売機の設置使用料23万5,000円でございます。



す。内訳については記載のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料2項1目衛生手数料につきましては、環境衛生センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料420万円を計上しております。

また、2目消防手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料200万円、火薬類消費許可申請手数料5万円の合計で205万円の計上でございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては、747万7,000円の計上でございます。前年度と比較しまして3億7,255万6,000円の減でございます。要因としましては、市町村負担金でも御説明いたしましたごみ焼却施設建設事業が完了することによるものでございます。詳細につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしましてマテリアルリサイクル施設の整備事業に係ります468万円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金につきましては、こちら震災に関する補助金でごみ焼却施設一般廃棄物最終処分場におけます各種測定経費の補助252万3,000円。放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金につきましては、農林業系廃棄物処理に係る各種測定経費の補助27万4,000円でございます。

次に、4款県支出金1項1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして26万3,000円を計上しております。

5ページにまいりまして、4款2項1目消防費県負担金につきましては、平成30年度から消防学校に職員を派遣することによる宮城県からの負担金600万円を計上しております。

次に、5款財産収入1項1目財産貸付収入につきましては、旧衛生処理場跡地内の電話電力柱の設置に係る貸付料といたしまして1万4,000円の計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして2万円の計上でございます。

次に、6款寄附金1項1目教育費寄附金につきましては、黒川けやき教室の教材整備に係る寄附金といたしまして5,000円を計上したものです。

次に、7款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、409万3,000円を財政調整基金より取り崩して繰り入れし、小型動力ポンプ付水槽自動車更新事業に自主財源分として充てるものでございます。前年度と比較いたしまして6,886万4,000円の減でございますが、こちらは平成29年度におきまして事務所改修工事に充てた分が減額となったものでございます。

次に、8款繰越金1項1目繰越金につきましては、科目ごとの繰越見込み額で110万円を繰越額とするもので、内訳は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。

9款諸収入1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子といたしまして3万円を計上したものでございます。

同じく9款2項1目消防費受託事業収入につきましては、413万9,000円を高速道路救急業務支弁金として計上したものでございます。

続きまして、9款3項1目雑入につきましては、1,060万6,000円の計上で、主な内訳につきましては団体保険の事務取扱手数料84万円、環境管理センターの再資源物の売払代が720万円、同じく環境管理センターに搬入されたペットボトル等の再商品化により日本リサイクル協会から拠出される再商品化配分金250万円等でございます。

次に、2目違約金及び延納利息1億4,532万円につきましては、12月の全員協議会で御説明いたしました消防救急デジタル無線施設設備工事に係る契約違約金でございます。

次に、10款組合債でございますが、先ほど議案書の地方債で説明いたしました小型動力ポンプ付水槽自動車更新事業に係る5,630万円を2目消防債で予定するものでございます。前年度と比較いたしまして、5億6,440万円の減となりましたが、こちらも市町村負担金で説明しましたとおりごみ焼却施設建設事業が完了することによるものでございます。

以上が、歳入の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出につきまして、御説明申し上げます。

初めに、1款1項1目議会費でございます。議会定例会と臨時会開催に要します経費といたしまして244万6,000円をお願いするものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。2節、3節、4節の共済費までが人件費で、7,407万円を計上しております。特別職、一般職の10人の人件費を計上しております。

それから、1節と9節から9ページ27節の公課費までが一般管理費といたしまして2,284万7,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

こちらでは13節の委託料につきましては、各会計システムの保守委託料が主なものでございますが、新規といたしまして、事務所の移転により自動ドア保守点検業務委託料と、空調設備保守委託

料を計上しております。

9ページにまいりまして、27節の公課費につきましては、公用車の車検1台分の自動車重量税と  
なっております。

一般管理費総額につきましては、9,718万6,000円をお願いするものですが、前年と比較しまして  
事務所改修費の分が主なもので6,969万2,000円の減額となっております。

次に、9ページですが、2目の文書広報費につきましては、年4回発行の広報誌に要する経費と  
いたしまして、185万1,000円をお願いするものでございます。

3目の財政調整基金管理費につきましては、財政調整基金管理費として2万円を計上しているも  
のでございます。

4目公平委員会費は、県に委託している事業で2万円を計上しております。

最後に、2款2項1目監査委員費でございますが、毎月行われます監査に要する経費といたしま  
して、35万5,000円をお願いするものでございます。

それから、22ページから29ページまで、こちらは給与費明細書になります。説明を省略いたしま  
すので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 3款民生費でございます。

これにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、年3回の開  
催を予定しております。委員に対します報償金その他の事業事務経費で、予算額8万円で前年度と  
同額の計上となっております。

次ページ、お開き願います。

次に、衛生費でございますが、まず、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛  
生部門に係る経費で、前年度と比較しまして340万6,000円減の2,558万5,000円の計上であります。  
職員の給与の動きが主な減少の要因となっております。

まず、右枠内の説明の欄にありますとおり、業務課の衛生部門担当4人に係る人件費であります。  
一般管理費としては9節以降でございますけれども、9節旅費につきましては、職員研修として廃  
棄物行政担当者研修の経費であります。11節需用費につきましては、公用車2台に係る燃料費、車  
両修繕料及びコピー料であります。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、健康診断料、自  
動車損害保険料であります。19節負担金につきましては、先ほど説明した研修会の負担金でござい

ます。

2目火葬場につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較しまして10万1,000円減の3,189万6,000円の計上であります。火葬場費につきましては、平成26年度から民間に委託することとなっておりますので、人件費の計上はございません。11節需用費につきましては、火葬用の消耗品、灯油代、電気代及び施設の修繕料でございます。13節委託料につきましては、その火葬業務等委託を初めとする各種業務委託料でございます。15節工事請負費につきましては、計画的な保守のための火葬炉の設備工事費と、来年度につきましては非常用発電機の更新工事を合わせまして597万3,000円の計上となっております。

11ページ、下段のほうに目の合計がございます。

保健衛生費といたしまして、前年度より350万7,000円減の5,748万1,000円をお願いするものであります。

次に、清掃費でございます。

1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、前年度と比較して348万3,000円減の5,626万円の計上でございます。主な要因は、計画的な整備における工事内容の差異でございます。

施設管理につきましては、平成23年度からこちらも民間に委託しておりますので、人件費はございません。

主な施設の管理、維持経費について御説明申し上げます。

まず、11節需用費につきましては、脱水汚泥焼却用のA重油、それから365日24時間稼働しております施設でございますのでこれに要します電気料、それからし尿処理に使用します薬品代でございます。12節役務費につきましては、環境を監視するための必要なダイオキシン測定、ばい煙測定、放射性セシウム濃度測定などの各種検査手数料を計上しております。13節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託を初めとする各種委託料でございます。15節の工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であり、30年度につきましては1,842万5,000円を計上しております。

次に、2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較しまして4,645万6,000円増の3億1,501万3,000円の計上でございます。環境管理センター勤務職員12名に係る人件費につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり7,909万4,000円の計上であ

ります。7節賃金につきましては、10時から16時まで勤務します手選別作業員7名の賃金については通年分。それから業務補助員であります7時間勤務4名につきましては、さきの全員協議会で御説明しておりますが、最終処分場の仮置きごみを6月まで既存焼却炉で焼却する予定としておりますので、その3カ月分に限り前年度同様の業務補助員を雇用するものでございます。11節需用費につきましては、新焼却炉分に係る通年分の諸経費と、それから既存焼却炉3カ月分に係るそれぞれ消耗品、燃料、薬品等の経費、それから粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各施設運転に係る電気料、各施設の修繕料でございます。12節の役務費につきましては、各種点検、それからダイオキシン、セシウム等の検査の手数料、火災保険料等を計上しているものでございます。13節委託料につきましては、新焼却炉について運転管理を34年までの5カ年にわたり委託するものを初め、瓶などの再商品化委託料、それから新旧両炉の炉内清掃業務等各種業務委託料でございます。

次のページ、お開きください。

15節工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事の計上でございます。なお、焼却施設につきましては、2年間について瑕疵期間ということでございますので補修工事はありません。18節の備品購入費につきましては、老朽化の激しいダンプの更新、それから同じく老朽化の激しい軽乗用車を軽トラックに更新する経費でございます。

3目ごみ処理施設整備事業費でございますが、前年と比較しまして18億7,601万7,000円減の1,054万8,000円の計上でございます。こちらにつきましては、焼却施設の建設が終わりまして、30年度についてはペットボトル減容化の施設更新、それから既存ごみ焼却炉解体についての調査設計業務の委託料を計上しているものでございます。なお、こちらの財源内訳としては国庫補助金468万円が計上されるものでございます。

次に、4目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費でございます、前年対比516万5,000円増の3,953万2,000円の計上でございます。施設管理につきましては、環境管理センター職員が兼務で管理しておりますので人件費の計上はございません。11節の需用費につきましては、環境衛生センターと同じように24時間年間を通しての稼働でございますので、それに要する電気代、水処理施設に使用します薬品、消耗品などでございます。12節の役務費については、年間を通して実施している水質検査などの検査手数料の計上でございます。13節の委託料につきましては、水槽車運転業務や埋め立て物覆土整地などの最終処分場維持業務などの各種業務委託料でございます。15節の工事請負費につきましては、計画的な整備工事及び新規事業として浸出水処理

施設用水対策の工事の経費でございます。公用車管理費につきましては、水槽車及び大型ホイールローダー計2台の管理経費を各節に計上しているものでございます。

15ページ中段に、項の合計がございます。清掃費として、前年度対比18億2,787万9,000円減の4億2,135万3,000円をお願いするものでございます。

以上までが4款衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 続きまして、5款の消防費について御説明申し上げます。

15ページの下段をごらん願います。

1項1目常備消防費につきましては、前年対比で2,249万9,000円減の11億3,304万4,000円を計上しております。

それでは、その節ごとに御説明を申し上げます。

2節から次ページ4節までは消防の事務事業を担当する職員145人に要する人件費を計上しております。

次に、9節の旅費でございますが、研修会、講習会などに要する普通旅費及び宮城県消防学校入校救急救命士の養成など消防職員の研修教育に要する経費の特別旅費といたしまして425万2,000円を計上しております。

次に、11節の需用費でございますが、現場活動に必要な被服費を含む消耗品費、施設燃料費、印刷製本費、光熱水費、総務警防関係の修繕料及び薬品費として3,651万3,000円を計上しております。12節の役務費でございますが、電話料などの通信運搬費、電気工作物保守点検などの各種点検手数料、職員145人分の健康診断料などとして1,703万4,000円を計上しております。

次に、17ページ、13節の委託料でございますが、主なものといたしましては、給与計算電算等業務委託料、富谷消防署大衡出張所除雪作業委託料及び救急救命士の病院研修委託料など368万5,000円を計上しております。14節の使用料及び賃借料でございますが、事務機器及び2署2出張所の夜間勤務者用の寝具などの借り上げ料などとして256万5,000円を計上しております。15節の工事請負費でございますが、富谷消防署車庫建設工事及び大郷出張所外壁修繕工事費として2,155万2,000円を計上しております。富谷消防署車庫建設につきましては、現在指揮車と連絡車が庁舎車庫に入り切れず、屋外での管理状況になっておりますことから、ガレージタイプの車庫をお願いするものでございます。さらに、大郷出張所の塗裝修繕工事につきましては、初年度を管理棟の壁面、次に翌年に車庫の全面、屋根と壁面ですね、全面、それからその翌年には管理棟の屋根部分、さらに翌年

ということで水防倉庫全面として4年間の計画として、使用開始から15年を経過した建物の塗装修繕工事を実施するものでございます。

続きまして、18節の備品購入費でございますが、1,055万円を計上しております。主なものとしては、本部事務用椅子等の更新、富谷消防署と大郷、大衡出張所の庁用器具費として60万9,000円を、警防・救急・救助備品の機械器具購入として976万9,000円を、予防関係教材・機材購入費として17万2,000円をお願いするものでございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、全国消防長会等の負担金、消防大学校、宮城県消防学校、救急救命士を含む各種研修負担金として883万7,000円を計上しております。

18ページをごらん願います。

続きまして、2目の消防施設費につきましては、前年比1億4,929万1,000円増の2億7,530万6,000円を計上しております。消防施設費であります。これは通信指令施設及びデジタル無線電話装置の維持管理または消防車両28台及び装備資機材の維持管理、更新整備に要する経費であります。

初めに11節の需用費でございますが、通信設備管理及び車両管理用消耗品、消防車両28台分の燃料費並びに通信施設設備及び車両の修繕料として1,994万円を計上しております。12節の役務費でございますが、消防車両17台分の車検代行料並びに自動車損害保険料として164万9,000円を計上しております。

次に、13節の委託料でございますが、全国町・字ファイル保守委託、消防救急デジタル無線及び消防指令システム保守点検業務委託並びに富谷基地局の定期点検料といたしまして4,041万7,000円を計上しております。

次に、14節の使用料及び賃借料でございますが、消防指令システムと消防救急デジタル無線を接続するネットワーク機器につきましては、対応部品の製造終了及び補修対応期間である5年を経過したことから、その装置の更新を5年間のリース契約にてお願いするもので639万円を計上しております。

次に、18節の備品購入費でございますが、富谷水槽1号車更新及び通信機器購入費として6,064万円を計上しております。23節の償還金、利子及び割引料の1億4,532万円につきましては、先ほど歳入のところでお説明申し上げました契約違約金を説明欄のとおり国及び関係市町村に返還金としてお返しするものです。説明欄に詳細をお示ししておりますので御確認願います。27節の公課費でございますが、17台分の車検時の自動車重量税として95万円を計上しております。

以上が2目消防施設費であります。

5款の消防費の総額は、14億835万円で前年対比1億2,679万2,000円の増となっております。増額となった要因といたしましては、契約違約金が発生したことでの返還金で増額となったものでございます。

以上、5款消防費予算の概要でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 次に、6款教育費でございますが、まず、6款1項1目教育総務費につきましては、教育委員会運営に係る経費で、前年度と比較しまして86万7,000円減の930万1,000円の計上でございます。職員の給与の動きが主な減少の要因となっております。1人に係る人件費及び教育長、教育委員報酬につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり898万8,000円の計上でございます。その他、教育委員会運営費については消耗品、電話料等となっております。

2項社会教育費につきましては、視聴覚教材センターを運営する経費でありまして、前年度と比較して1万円増の11万7,000円の計上でございます。消耗品1万円の購入が増額の要因となっております。18節備品購入については、視聴覚教材用のDVDを購入する予定となっております。

3項適応指導教室につきましては、けやき教室を運営する経費でありまして、前年度と比較しまして8万6,000円減の489万円の計上でございます。前年度備品購入がありましたが、今年度特に備品購入がなかったということが要因となっております。7節賃金につきましては、指導員2名の賃金でございます。8節報償費につきましては、ボランティア講師に対する謝礼として前年度同様計上しております。

次のページ、お開きください。

13節の委託料でございますが、こちらについては新たに窓ガラスの清掃業務委託を計上しております。

続きまして、4項結核対策委員会費につきましては、前年度と比較しまして2万4,000円減で4万7,000円の予算要求となっております。こちらにつきましては、平成26年度から検討の必要が生じた場合のみ開催ということとなっておりますので、臨時会として1回要する経費となっております。

以上、教育費の予算要求となっております。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、引き続きまして、7款公債費について御説明申し上げます。



す。

1項1目元金につきましては、1億3,041万3,000円の計上でございます。内訳としまして、衛生債元金の合計が6,691万8,000円となりまして、消防債元金が合わせまして6,349万5,000円でございます。また、2目利子につきましては427万2,000円の計上で、衛生債利子が165万7,000円、消防債利子が261万5,000円でございます。公債費の元金利子を合わせた償還総額は1億3,468万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして4,795万7,000円の増となりましたが、こちらは衛生債で平成29年度に借り入れましたごみ焼却施設整備事業債の償還開始によることが主な増額の要因でございます。

なお、消防債では平成22年度に借り入れました消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の整備事業債の償還が平成29年度で終了しております。

詳細につきましては、32ページをごらん願います。各見込み額につきましてはごらんのとおりでございます。

21ページにお戻りいただきまして、次に、10款予備費でございますが、予備費につきましては前年度同額の10万円の計上でございます。

続きまして、30、31ページをお開き願います。

こちらは、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての支出額等の調書でございます。事項、限度額、支出予定額につきましては、ごらんのとおりでございます。

以上が、一般会計歳入予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 説明書の、まずは6ページですね。違約金の関係で、いろいろ説明している、しているという話だったんですが、一応議会でございますので、このことについての詳しい経過についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、13ページの12節の各種点検検査手数料870万5,000円の中で、先ほど一般質問いたしました放射線廃棄物の関係で、どのような今回検査が考えられているのか、その辺について説明を求めたいと思っております。

それから、次ページの14ページに、18節で備品購入の中で灰出運搬車あるいは軽作業車ということであるわけですが、公用車の購入ですが、今回もし試験焼却がなされるようなことになった場合に、基本的に私は反対なんです、放射性廃棄物の搬出といいますか運ぶ物についてどのような考えを持っておられるのか、この予算にはそれほどどこかに入っているのかどうか、あわせて答弁を願

いたいと思います。お願いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、違約金の件について御説明を申し上げたいと思います。

この違約金の関係につきましては、昨年12月議会全員協議会でも御説明をさせていただいたところでしたが、消防本部で23年、24年の2年間をかけまして消防指令センター並びに消防救急デジタル無線整備工事を整備した際、消防指令センターのほうではなくてその後の消防救急デジタル無線整備工事のほうで、日本電気それから沖電気、富士通ゼネラルなど国内5社の間であらかじめ導入する機種をその5社の間で談合していたという事実が発生しまして、黒川消防とNECとの売買契約の中でそういう不正があった場合には契約額の20%の違約金をいただくこととなりますよという条項がありましたものですから、その違約金をいただいて、全額寄附でございますので、それぞれ国と関係市町村のほうにお返しをするという経過でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、役務費の中で農林業系の放射性セシウムについて詳細ということでございますので、まず、飛灰それから主灰、排ガス、こちらにつきまして今年度の最初の予定ということで6クール、6カ月間行うという予定でございましたので、8月時点では今年からということになりましたので、2カ月分を当初予算として計上しているものでございます。それぞれ、飛灰を2回、それから主灰を2回、排ガスを2回ということになります。さらに、質問にはなかったのですが、最終処分場の放流水についても同じく2回検査をするものでございます。さらに、こちらについては、全ての炉、今でもやっておりますが、全ての炉について月1回放射性セシウム濃度について検査するということになっておりますので、これはもともとといいますか、する中でさらに追加という形になっております。月1回の飛灰、主灰については今後も継続して、さらに追加の検査ということになります。

それから、車ですよね、灰出運搬車それから軽トラックにつきましては、こちらについては説明のとおり老朽化ということで、灰出、ダンプにつきましては平成7年度購入、それから軽自動車については平成8年度購入ということで、いずれも20年以上たっているということもございますので、非常に老朽化が激しいということで購入を予定しております。その、放射性セシウム等の絡みでいますと、灰、主灰、飛灰を最終処分場に輸送するためにはこのダンプ、こちらについて搬送するということになります。環境管理センターまで持ってくる車両につきましては、各町村の業務とい

うこととなりますので、そちらのほうでダンプ等を契約等を結ばれてそちらで行うということになりますので、予算上は管理センターまでの搬入についての予算はとっておりません。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） その中で、6ページの、この違約金については最終的には組合の負担はないようですが、こういう契約、こちらは何ら問題はなくてもですね、相手方が違反したためのあおりを受けたような感じになるわけですが、こういうものの再発を防ぐための対応というのは組合独自には考えられないんでしょうね。何か再発防止といいますか、その辺を未然に対応する方法など、もしありましたらばよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ただいまの質問にお答えします。

これらは、指名競争あるいは一般競争入札制度の中で業者に対するペナルティーは、例えば指名停止とかですね、そういう措置がとられるということになってまいります。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 説明書の13ページのごみ処理費の委託料の焼却炉運転管理業務委託、これは金額幾らになるのか。また、これ、一般競争入札で5年間で2億4,500万円とかなり金額が、予定価格の半分以下になっていたんですけども、その理由はこの操業形態が変わるのか変わらないのか、人数が変わるのかですね、その辺の説明をお願ひしたいなど。

あとそれから、この委託業務をすることによって、臨時に雇っている5名の方のうち4名は定年退職だと。あと4名は、契約を結ばないよという説明を前の議会で聞いているんですけども、これ、長期に5年間有期契約で、何というのかな、契約社員でもいいんですけども、5年間になれば、本人から申請すれば無期契約に変えられるよというふうに今なっているんですけども、これに該当することにはならないのかどうか。

あと、18ページの、13節の委託料の消防救急デジタル無線の保守点検業務、消防指令システムの点検業務、これ30年度から新たに契約することになっていると思うんですが、これの契約金が、今までと比較して安くなっているのかどうか。さっき、千葉議員の件でも出てきたんですけども、独占禁止法に違反して違約金が来るよっていう話なんですけれども、この管理料が非常に高いって前々から思っているんですけども、その辺に関しても心配する必要はないのかどうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それは運転管理委託の予算額でよろしいですよ。年間5,292万円、こ

ちらが焼却運転の委託の年間予算となっております。こちら、5年契約で行っております。

それから第2の質問で、予定価格との開きということでございますが、こちらにつきましては、予定価格作成したときにつきましては、全国都市清掃会議というそういう組織がございますけれども、そちらについて標準的な人件費等それからその施設運営する公式等が示されておりまして、それに近い数字ということの予算予定額をつくらせていただきました。一方、入札につきましては、やはりここは業者の考え方ということがございますので、それなりに各社競争という形の中で低い数字になったということになります。人数的には、もともとの仕様書の中には人数は示してはいません。こういう仕事をあなたたちは何人でやるかということになります。さきの全協の中で示している人数につきましては、こちらが積算した人数でございますけれども、その人数を少ない人数で我々はやるというようなことで入札にかかったということになっております。その差の中で予定価格と落札額の差が生じたと思われまます。

あと、私はここでいいですよ。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 議員質問のとおり、正直申し上げまして理事会としての不安もありました。請負側に直接理事会で意見交換といいますか、そういう場面も設定いたしまして、今回請け負った日本管財環境サービス、親会社が日本管財と称する全国的にビル管理やあるいはこのような施設管理をやる大手の企業であります。我々はここだけで利潤追求をするものではございませんと。受けた以上は間違いなく50トンの施設、焼却炉を365日5年間責任を持って管理させていただきますと、理事会と直接確約をする場面もございました。それで、理事会側としても安堵、安心感を覚えたのも一つでございます。経費的なものはさっき業務課長説明のとおりでございます。それから、配置人員については、発注仕様では何人ということは明記しておりませんでした。50トン5年間問題なく運転するために幾らでとりますかという仕様でありましたので、ただいま申し上げましたとおりに安心して下さいという中で契約をしておるのも事実でございます。

それから、臨時職員との関係、議員のほうから質問がありましたけれども、契約社員等の、派遣契約社員等の制度的な、ある期間勤めれば正式な社員とかそういう制度は使えないのかという御質問だと思うんですが、現在の臨時職員のあり方はフルタイムではございません。あくまでも労働基準法でいう常時雇用の臨時職員という姿になっておりませんので、年間を通して、1日7時間の就業時間、年間を通して12月という勤務体系はとっておりませんので、先ほど議員がおっしゃったような制度には該当しないという中で雇用してきておりますので、事前に雇用の延長はないですよ

いう通知をすればそこで切れるという雇用形態になっておりますので御理解いただきたいと思  
います。先ほど来の説明で理解いただけると思うんですが、配置人員等についてはこちらで計画した  
とおり相手のほうでは管理するという確認もしております。そのような中で人事的な部分は考え方  
としては何ら変わるものはありません。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 指令課長大友 弘君。

○消防本部指令課長（大友 弘君） お答えいたします。前年度と比較いたしまして、合わせまして  
223万5,000円の増額となっております。これは今予算措置段階でありまして、これから本契約に向  
けて何とか安くなりますよう努力してまいります。それから、議員さんがおっしゃっていましたが  
うしても保守料が高くなっている懸念とありますけれども、我々指令システムにつきましては、指  
令自動出動装置、地図検索、あとは各車両のAVMと、これは重要機器といたしまして24時間365  
日保守体制をとっております。そのほかにモニターとか、余り重要部品じゃない部分につきまして  
は、24時間から外しましてスポット保守という形で状況を精査しながら設計をしていますので、ど  
うぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） ごみ焼却の件に関しては理解できました。あとこのデジタルの件なんですけ  
れども、ぜひ今までよりも安くなるように、心して交渉をお願いしたいなど。独占禁止法に違反し  
たわけですから、強気でいいと思いますので、よろしくお願いします。答弁は結構です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 13ページの、ごみ焼却費の委託料に関係してなんですが、新焼却炉というこ  
とで今年度から民間に委託するというところでございますが、先ほども心配される放射性廃棄物の焼  
却の際に、そこに作業時の被曝、これは少しでも軽減させるためにはどうしてもその労働者の労務  
管理なども、やはり健康を維持させるための思いが必要ではないかと思うんですが、そのようなこ  
とは今回考慮されていないのか、もちろんないと思うんですが、もしそういうものが生じた場合  
にはどのように考えておられるのか、必要が生じた場合にですね。組合としてどのような対応を考  
えておられるのか、その辺の方向づけだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 作業員、業務員の被曝に対する準備ということになりますけれども、こ  
ちらにつきましては、先ほど来理事長のほうからも説明あるとおり、8,000ベクレル以下の焼却物  
に対しては何ら問題はないということになっておりますので、ダイオキシン対策程度の準備ができ

ていれば大丈夫だということになっております。したがって、通常の安全管理等を遵守しながら運転していけば大丈夫ということになっております。たまたま4月から運転管理委託という形になっておりますけれども、こちらにつきましては、時期が来ましたらその委託業者のほうにも何月から焼却する旨、連絡を密に行いたいということになります。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 1点、お伺いをいたします。説明書1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入の7款繰入金でありますけれども、409万3,000円ということでありまして、説明によれば小型動力ポンプ車購入に際して基金からの繰り入れであるというお話でありましたが、具体的に基金、繰り入れ後の残高の見通し等、まずどのように見られているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） 財政課副参事明石良孝君。

○財政課副参事（明石良孝君） それでは、お答えいたします。

本年度の基金残高の見込み額が2億553万1,000円を見込んでおりまして、そこから2億143万8,000円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 今、お示しいただきましたので残高のほうは理解をいたしました。そういった中で、2億円の金額をこれまで、今年度どのように運用されて、これ会計管理責任者の方になるかもわかりませんが、30年度以降どのように運用を考慮しているのかというのを伺いたしたいと思ひますのと、あと条例を見ますと、正しくは基金の残高に関しては基金の第12章の186条ですかね、こちらを拝見しますと、6月20日の出納期間終了後に理事会に諮るというお話でありましたけれども、具体的にそれ以降になるかと思ひますが、議会への開示があるのかないのかですね。あわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） ただいまの御質問にお答えいたしますと、全て積立金、剰余金の関係につきましては、決算でお示ししておりまして、あと積み立て状況につきましても決算書の中にお示しして報告いたしております。あともう一つなんですけれども、資金の運用面ということなんですけれども、今のこの時代ですね、定期の大口に定期いたしましても0.001%でございます。それで最大の利益がつくところに預けているような状況でございますが、とても利益を見込めたような

状況ではございませんが、最大限の資金運用はしてまいりたいと思っております。あとまた、1カ月ごとに銀行からどのような積み方としているかということで、残高証明書をいただきまして、それは理事長にも決裁いただきますし、もちろん例月出納検査の中で監査委員さん方にも通帳と照らし合わせてそして御確認をいただいているような状況でございます。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） なかなか今低金利時代という中では難しいお話かと思いますが、さまざま動向を見ながら最善な策を検討維持していただきたいなという思いでございます。

最後になりますけれども、企業会計は、公会計制度にかかわるところで、病院会計に関しては既に公会計制度に伴う調書になっている部分で、ストックの部分が読める形になっておりますけれども、一般会計関係もその公会計制度への移行の準備というのはされているのか、どんな状況であるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） 公会計につきましても、一応病院事業会計と同じように業者委託いたしまして、会計事務所なんですけれども、委託をしてそして公営企業会計と同じような備品の台帳管理とかそのようなことはしております。以上でよろしいですか。

○議長（平渡高志君） ほかにおりますか。

それでは、暫時休憩をしてそれから。会議の再開は10分後といたします。どうぞよろしく願いします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時20分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 19ページの教育費のところ、けやき教室のところの予算が入っているんですけども、30年度どのような方向で、全然29年度と変わらずというところなのか、ちょっとそこを指示していただければと思います。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） けやき教室につきましても、予算額減という形になっておりますけれども、説明の中で備品購入、今年度ございました。来年度特に備品購入はないということがあります。

そのほかについては、ほぼ同じという考え方でけやき教室の運営をしております。実質的には指導員の先生方お二人、それからけやきのボランティアさん、こちら1週間に1度来ておりますけれども、こちら現状2名の方が1週間に1度ということで延べ2日、それから宮城県のほうから支援員ということで支援していただきます。こちらについても1週間に1度来ているということになりますので、けやき教室、月曜日は休みという形になりますので火曜日から金曜日まで開いております。その4日のうち3日については教員といいますか指導員がボランティアさんを含めて実質3名で開催していると。1日については2名で指導等を行っているという体制で行っております。あと、生徒数とかですか。（「はい」の声あり）生徒数につきましては、1月末現在で言いますと10名が通学しております。全て中学生ということになっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 今、今年度ずっと中学生であったということなんですけれども、これから先なんですけど、今、さまざまな登校拒否、発達障害等、さまざまないろいろな事情を抱えた子供たちも非常に多くなってまいりました。黒川圏域の中での現状の中でもこのけやき教室の存在というのは大変重要になってくるかと思うんですけれども、さらなる、今の状況で満足することはないんですが、さらなる支援、少なればそれに越したことはないんですけれども、ここに来られるような進め方といいますか、まだ自宅のほうにいらっしゃってなかなかけやきに進められないというようなところもあるかと思うんですが、これは各自自治体にもよると思うんですけれども、このけやき教室をもっと皆様に通えるような環境に持っていけるような計画というのはあるかどうか、お知らせいただければと思います。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） それでは御質問にお答えしたいと思います。

現状については、先ほど次長のほうからあったとおりでありますが、もう少し詳しくお話すると、現在10名のお子さんが見えておりますけれども、実際にそのうちの2名についてはこのけやき教室の目的である適応させながら学校に戻して学校復帰と。2名については現在学校に行ったりけやきに来たりということで、復帰傾向にあります。ただ、もう1名についてはなかなかけやきのほうに足が向かないというふうなお子さんもいたりして、現在きちんといらしているのが5名の方のようですね、現在は。今、議員がおっしゃったようにやはりけやきの存在価値というのは、全国的に不登校の子供、不登校傾向の子供がふえておりますので重要だと。現在富谷市さん、それから大衡さん、大和町という黒川地区から幅広くお子さんたちが利用しに来て勉強したり活動しております。



昨年度からけやきのボランティアフレンドさんなんですから、その前までは無償ボランティアだったんですね。それで、それではなかなか申しわけないと。もう一つは、お子さんたちがふえたときの対応に2名の指導員では足りないだろうということがありましたから、昨年から子供たちがふえたときにはボランティアさんたちは時給制にしてありますので、昨年から、そのようにして今度はボランティアさんの日にちをふやしながらかつて対応するということが、現状、まだ10名程度ですからよろしいんですが、ふえた場合にも対応できるように現在考えながら進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませぬか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） ごみ処理施設関連でお伺ひします。新しい施設がこれから稼働していくわけですから、理事長のお話の中にごみの分別の徹底、減量化を住民に働きかけるというふうな文言がございまして。こういった取り組みをこの予算書でどこに反映されているものなのか。また、どういふふうな活動をしていくということなのか。先ほど、リサイクルの件でもちょっとお伺ひしましたけれども、収集の方法が若干変わっていますよね、資源、雑紙の回収であったりですね、そういったところも今後始まっていくというふうな中で、ごみの分別のパンフレットのようなもの、こういったものも各町でも出しているかと思うんですが、その大もととは黒行ですよというふうなお話も聞いています。そういったもの、どういった工夫がなされているものなのか、その辺お伺ひします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） ごみの分別につきまして、来年4月より変わるということについては御承知のとおりということになりますけれども、それについての準備につきましては、今年度の予算でやっております。パンフレットを現在作成中ございまして、これがゲラなんですけれども、こちら2月あるいは最悪でも3月、4月始まる前には黒川行政事務組合で統一したパンフレットを作成しまして、各自治体にお渡ししましてそちらのほうから各家のほうに配布されるという形になります。あと、さらには広報等を通して分別を訴えかけると。それからホームページあるいは中には直接搬入している車両についての抜き打ちの指導等、町村といろいろ考えながらやっていくということになりますので、予算的な数字的なものについては、特に追加の予算というものについては見えてこないということにはなりますけれども、印刷それからPR等を心がけていきたいと思ひます。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 2月、3月ぐらいにそのパンフレットが配られるようではございますけれども、前につくったもの、今現在各家庭で使用しているのを見ますと、やはりまだまだ勘違いしがちな、分別に対して理解を得るのにちょっと難しいのかなという部分が、現場では起きているようです。というのは、資源ごみに、皆さん一生懸命資源ごみを分別して出しても、1人の、1軒のちょっと汚れたものをその上に乗せていくということで、全ての物が廃棄物になってしまうというふうな状況、いろいろな場所でおきているのではないかなと思うんですけれども、そういったところ、やはり地域一丸となって取り組まないとごみの減量化は図れないし、この施設の運用についてもやはりごみ毎日50トン燃やせるから50トン出すというのではなくて、やはり減らしていく。理事長が掲げているこの実現を求めていくために、もう少し、PRというものも大事ですけれども、もう少し何か目に見える取り組みといったものがいいかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） おっしゃるとおりでございます、こちらとしても関係町村と連携を深めまして、さらなる活動を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番藤巻博史君。

○11番（藤巻博史君） 13ページになると思うんですけれども、先ほども質問があった関連にもなるかと思うんですけれども、いわゆる焼却の調査と言いましたか、飛灰それから主灰というんですか、ガスとかそういうのの検査を2回ずつということですか。要するに、お聞きしたいのは試験焼却というようなことで今回そういうことに取り組むんだと思うんですけれども、そうするとそのいわゆる試験じゃないということですかね、これはいわば特別体制としての検査体制なのかと思うんですけれども、あるいはそういう理解、一つはそういう理解でいいのか、もう一つお聞きしたいのは、試験焼却ということでいわゆる焼却方法とかそういったものに関しては特別なことはしないでのものなのかということも、寸前ですのでお聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 焼却方法というものについては、いわゆる農林系廃棄物1日最大で1トンというものと、通常搬入されている日々の家庭ごみと混焼して、混ぜ合わせまして焼却するという事以外は、通常の焼却工程になっております。以上です。（「検査の」の声あり）

検査につきましては、通常でも月1回飛灰、飛灰というのは先ほど来から言われましたバグフィルターで除去した灰なんですけれども、そちらと主灰、いわゆる燃え残りの灰とそれから排ガス、そのバグフィルターを通した後の気体を検査するというようになっております。それに加えて今回

の農林業系の対策ということでその1クールの中、1週間の中で1回ずつやるということで、30年度については今年度の続きという考え方もありましたので2カ月分とっていましたがけれども、その2回ということで予算をとっているものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 11番藤巻博史君。

○11番（藤巻博史君） 試験焼却と言いながら、言ってみれば通常の焼却プラス計測が多いというふうな理解でいいのかな、一般質問じゃないので軽くおさめますけれども、そういう中でいわゆる試験というのは安心を求めるための試験だと思うので、普通例えば余りいい例じゃないですけども、自動車だったら100キロだったら150キロで飛ばして100キロの安全を確保するというのが普通だと思うんです。そういう意味ではこれ、別に私推奨するわけではないですけども、1トンじゃなくて2トンを燃やしても大丈夫だったら1トンなら大丈夫でしょうというのがこれ、普通の理屈だと思うんですけども。そのかわり厳密に測定する、あるいはきちっとやるという中で、そういうのが一般的には試験という意味なんじゃないのかなと私は。別に私、推奨するわけじゃございません、あくまでも。ただ、安心という意味ではそういったことは考えられるんでしょうか。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 議員おっしゃるとおりあくまでも試験焼却、今、問題になっております放射性汚染物ですね、焼却してのデータはございません。そのために国のほうで決めたやり方に基づいて試験的に6クール、極端に言いますと6カ月ですね、そういうデータを、最小限の投入をして混焼させてデータを確認するという安全・安心の確認の試験焼却でありますので、黒行だけ、この地域だけでそういうやり方ということでなく、いろいろ学説からしてのやり方を県あるいは環境省で一つの方針として打ち出しているものに基づいて、各自治体でやりましょう、やろうという矢先になっておりますので、あくまでも安心・安全を確認する試験焼却であります。御理解いただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） 11番藤巻博史君。

○11番（藤巻博史君） 一言だけ。国全体でやっていることで、ここではできることではないんですけども、ただ、そういう意味ではやり方自体についてもう一度、こういうの燃やせというのは暴論ではありますけれどもね、やはり本当の安心というのはどうなのやというあたりは提起していただければと思います。終わります。（「答弁は」の声あり）いいです。

○議長（平渡高志君） ほかに。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 消防費についてお尋ねします。予算議会ということで、いろいろ期待して見

ていたんですけれども、いろいろもろもろの説明はありました。一般質問等でもありましたけれども、本署の女性トイレがないということで今いろいろ女性消防団でありますとかあるいは婦人防火クラブの研修施設も兼ね備えている本署、やはり本署に対してやっぱり女性トイレがないというのはこれは、さきの質問にもありましたけれども急務の課題ではないかというふうに考えるわけなんですけれども、今後の計画等はそういうのはないんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それではただいまの御質問にお答えいたします。

今、本署の建物につきましては老朽化がかなり進んでいるところではございますが、現状といたしましては、そういう婦人防火クラブの会議であったり普通救命講習会、あるいは小中学校の庁舎見学などがあった場合には、2階を女性専用として使うようにして下を男性あるいは職員が使うというふうな、そういう来客があった場合にはそのように区分して現在トイレを使用している状況でございます。あの庁舎を、例えばトイレを増設とかということを考えますと、ただいま申し上げましたとおり老朽化もございまして、耐力壁等、要するにいじることによって壁としての耐力が不足したりという部分もございまして、大変苦しい状況であります。さっき言ったような区分して使うようなことをやっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） これは、やはり一般質問等でも出ましたように喫緊の課題でやっていかなければならないことではないかと思うんですね。今、やっぱり女性に対しての権利が昔と違って、男女雇用均等法の絡みもありまして、いろいろ待遇が違ってきていると。ましてや黒川行政の中で、行政の機関としていっていただけるとすれば、やはりトイレに関しても私は早急に直すべきではないかなと考えるんですけれども、今回の予算書には上がっていないんですけれども、早急にそういうふうな考えを持ってやっていただきたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 議員質問の中にありましたとおり、この問題につきましては12月定例会におきましての一般質問、理事会としての答弁も申し上げたところでありまして、可能な場所から施設改修をしてきているのが実態でございます。やはりできないのはできないという物理的なものもございまして、皆一概に早急に喫緊の課題とは申せ早急に手を打てるものでもございません。おかげさまで大郷出張所は女性職員勤務可能になりました。理事長答弁でも申し上げましたとおり、たまたま採用者が発生しなかったと。受験申込があり、試験で合格すれば採用できる可能な施設、大

郷がまずなりました。あと、今後計画的に理事会といたしましてはそれらの構想を持ちながら、まだ議会にお示しできる計画はまだ持っておりませんが、そういう理事会としての意見調整は今現在しておる場面もございますので、議会側にそれらの考え方を示す時期がまいりました場合には早々にお示しをしたいと。ただ、新年度予算におきましてはそれらの経費は計上ございません。ある程度検討する期間が必要かとも思いますので、まず庁舎関係では先ほど消防のほうから説明がありましたとおり富谷消防署に昇格したものの公用車が野ざらしになっていると、まずはこれらの応急的な考えでガレージ対応の車庫を整備しましょうと。次はどうなるのかという段階を踏んで、やはり構想を検討する必要があるという理事会としてはそういう考え方の中で予算措置をお願いしておる部分もございますので、ぜひ御理解していただきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第7号平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第11 議案第8号 平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計 予算

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第8号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、29ページをお開き願います。

議案第8号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について、次のように定めるものです。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出の総額はそれぞれ1,972万4,000円とするものです。

第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、30ページにお示ししております「第1表

歳入歳出予算」によるものです。

それでは、別冊の資料により御説明申し上げます。

別冊資料33ページを願いたします。33ページ、歳入歳出を総括したものでございます。

次に、34ページを願いたします。歳入につきましては、1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目市町村負担金につきまして、富谷市負担金718万8,000円、大和町負担金615万5,000円、大郷町負担金380万2,000円、大衡村負担金255万9,000円でございます。

2 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、1,000円を計上しております。

次に、3 款諸収入 1 項受託事業収入 1 目民生費受託事業収入につきましては、29年度と同額 1 万 8,000円を計上しております。これについては、生活保護受給者の方の審査分につきまして審査をした分福祉事務所より入金を見込むものです。

次に諸収入といたしましては、組合預金利子1,000円を計上しております。

以上が歳入です。

歳出につきましては部門より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） それでは支出について御説明を申し上げます。

35ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目介護認定審査会費 1 節報酬につきましては、8つの合議体、40名の委員報酬として854万7,000円を計上しております。2 節の給料から 3 節、4 節までが職員 1 名の人件費でありまして813万9,000円計上しております。8 節報償費につきましては、平成31、32年度の介護認定審査委員予定者に対する事前研修時における謝金といたしまして93万6,000円を計上しております。9 節旅費につきましては、委員に対する費用弁償であります。11 節需用費につきましては、コピー用紙代及びコピー料金が主なものとなっております。12 節の役務費につきましては、審査会資料等の送料及び職員の健康診断料を計上しております。13 節委託料につきましては、職員給与電算委託料及び審査会資料のリサイクル業務委託料となっております。14 節の使用料及び賃借料につきましては、全体会及び研修会時の会場借り上げ料 2 回分の 1 万1,000円を計上しております。

一番下の計の欄をごらんいただきたいと思います。年123回の審査会に要します経費としまして、総額1,972万4,000円をお願いするものであります。

次のページをごらん願います。

給与費明細でありまして、36ページが委員の報酬明細となります。37ページから42ページまでが

職員の給与費明細となります。御参照願いたいと思います。

以上が、平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしく  
お願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第8号平成30年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算  
を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第9号 平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会  
特別会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第9号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、31ページをお開き願います。

議案第9号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計の予算を、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ117万8,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ、32ページの第1表によるものです。

では別冊の説明書により説明いたします。43ページをお開き願います。

43ページについては、歳入歳出の総括でございます。

続きまして44ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、1分担金及び負担金、市町村負担金につきまして、117万6,000円でございます。市町村の負担金の額につきましては、説明の欄に記載のとおりとなっております。

次に、2款1項1目繰越金、3款諸収入1項組合預金利子、いずれもおのおの1,000円を計上しております。

歳入につきましては以上です。

歳出につきましては部門より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） それでは、44ページ下段をごらん願いたいと思います。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目障害支援区分認定審査会費の1 節報酬につきましては、2 つの合議体、10名の委員報酬といたしまして95万4,000円を計上しております。9 節旅費につきましては、委員に対する費用弁償であります。11 節需用費につきましては、コピー用紙代及びコピー料金が主なものとなっております。12 節役務費につきましては、審査会資料等の送料を計上しております。

一番下の計の欄をごらんいただきたいと思います。年間12回の審査会に要する経費といたしまして、総額117万8,000円をお願いするものであります。

45ページは、委員の報酬の明細になります。ごらんいただきたいと思います。

以上が、30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14 番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 予算書として見た場合に、前年とほぼ同額というふうに見てとれるわけですが、前半の補正では若干の減額補正というふうに組まれております。この審査会のここ数年の実績というか推移というものはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（平渡高志君） 業務課参事櫻井 浩君。

○業務課参事（櫻井 浩君） 最近の審査会の実績でございますけれども、平成24年度から申し上げます。159件、平成25年度102件、平成26年度103件、平成27年度157件、平成28年度96件ということ で3年に1 遍ずつ山の来るような申請が上がってくるというような内容でございます。今回は平成30年ということで、件数的には多いんですけども、回数につきましては毎月1 回ということでございますので、予算的には平均的な形で予算化されているというような状況でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第9号平成30年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別



会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第13 議案第10号 平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第13、議案第10号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書33ページ、お開き願います。

議案第10号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量でございますが、こちらにつきましては指定管理者からの病院経営計画が提出されておりますのでその予定量について計画するものでございます。

(1) 病床数につきましては、今年度と同じ一般病棟を110床、回復期病棟を60床とするものでございます。

(2) 年間患者数につきましては、入院が4万6,355人、内訳としましては、一般病棟で2万8,105人、回復期病棟で1万8,250人、外来につきましては9万2,272人と予定するものでございます。

(3) 1日平均患者数につきましては、入院が127人、内訳としては一般病棟で77人、回復期病棟で50人、外来につきましては316人を予定するものでございます。

(4) 主な建設改良事業としては、公立黒川病院医療機器整備事業でありまして、後ほど第9条で出てまいります。電子カルテほか8点の医療機器の更新事業を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計32億4,743万1,000円に対し、支出合計34億1,087万7,000円とするものでございます。

次のページ、第4条につきまして、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計、支出合計同額でございますが、5億4,919万6,000円とするものでございます。この部分につきましては、病院移転新築事業、病院改修事業、病院医療機器整備事業に係ります今までの企業債の元金及び平成30年度に新規に購入する医療機器に係る企業債の収支の予算となっております。

第5条につきましては、平成30年に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を2億4,560万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額を8億円とするものでございます。

第7条につきましては、議会の議決を得なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費であります。組合より指定管理者へ派遣している医師2人と組合事務職員1人分の給与費について、限度額を4,225万3,000円とするものでございます。

次のページ、ごらんください。

第8条は、関係市町村からこの病院会計補助関係、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入に対しては1億7,122万1,000円、資本的収入に対しては3億359万6,000円、合計で4億7,481万7,000円とするものです。下の表が、関係市町村ごとに集計した負担金額となっております。

第9条は、重要な資産の取得としまして、医療機器であります電子カルテシステム以下8点の資産取得を予定するものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、詳細、別冊にあります予算に関する説明書、46ページをお開き願います。

予算の実施計画書であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、先ほど説明した議案書の内訳内容でございます。

48ページから50ページは、予算の実施計画書でございます。こちらにつきましては、実施計画の明細内訳となっております。こちらについてごらんになっていただきたいと思います。

51ページから53ページにつきましては、平成30年3月31日現在、今年度末ですね、の予定貸借対照表でございます。

54ページから55ページまでにつきましては、平成29年度の予定の損益計算書でございます。

56ページから58ページにつきましては、平成31年3月31日現在の予定の貸借対照表であります。

59ページ、こちらにつきましては平成30年度の予算をどのような方針で作成したかの注記でございます。

60ページにつきましては、平成30年度予算のキャッシュ・フローの計算書でございます。

61ページから67ページにつきましては、平成30年度におけます職員給与費の明細書でございます。

68ページにつきましては、地方債に関する調書で、現在借り入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳となります。

こちら、今までの表を1枚にまとめまして、69ページお開き願いたいと思います。こちらについて、病院事業会計運営における予算の組み立てを1枚にまとめているものでございます。これは平

成30年度病院事業会計について経費の流れを図式化したものでございます。この図を使いまして御説明申し上げたいと思います。

まず、この図、上、中、下と分けまして、市町村負担金の部分は中段となっております。

まず初めに、上段の部分をごらん願いたいと思います。上段の部分は、組合と指定管理者との診療報酬に係ります経費の流れを示している部分でございます。

上段左側の、収入内訳の下のほうに計がございますけれども、こちら30億2,521万5,000円が指定管理者へ同額で交付金、委託料として入金されるものでございます。

次に、中段部分をごらん願います。関係市町村のほうから負担金の流れでございます。こちらにつきましては、中段左側に箱書きで示しておりますが、平成30年度におきましては総額4億7,481万7,000円の御負担をお願いするものでございます。この内訳としては、指定管理者への経費、起債に係る事業分及び元利償還金事業経費でございます。

中段の中央をごらんになっていただきたいと思います。こちら、負担金を財源としまして支出内容を示しております。まず、協定書に基づきます運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、合計で8,000万円につきましては、上段右側にあります指定管理者に支出する流れになります。

次に、その下にあります起債事業経費につきましては、右側にあります企業債を活用しての電子カルテシステムほかの医療機器更新事業総額2億4,570万円に対します経費でございます。なお、一般財源分としては10万円の経費ということになります。

次に、その下になります起債元利償還に要する経費として3億5,658万5,000円を、右側の国庫等へ支出する流れでございます。

その下、リース資産購入経費につきましては、医療機器のリース償還元金分を174万8,000円をリース購入費として支出するものでございます。

また、下の病院事業推進費に要します経費として3,638万4,000円、こちら中央のほうにありますけれども、こちらを右側の黒行としての事業経費7,086万4,000円に充当支出するものでございます。こちらの経費の内訳につきましては、事務職員1人の人件費、病院の火災保険料、協定書に基づきます20万円を超える施設機器の修繕及び50万円を超える医療機器備品の更新に要する経費でございます。

次に、下段の左側の財産収益をごらんください。こちらにつきまして、中央のちょっと小さい箱にありますけれども、こちらにつきましては、売店、食堂、ATM及び自動販売機の賃借料、指定管理者から負担される派遣医師2名分の給与負担金3,348万3,000円などでありまして、それが右側

の黒行としての事業経費に充当するものでございます。

次に、黒行としての事業経費7,086万4,000円、右側でございますが、内側については、欄外の内訳の部分をごらんになっていただきたいと思います。こちら、派遣医師及び事務職員計3人の人件費、病院の火災保険料、給与電算委託料などの経常経費、施設機器修繕費、医療機器の整備費、一時借入金利息などがございます。

ここまでが現金ベースでの予算でございます、収入支出差し引きゼロとなっております。

ここから下の枠につきましては、いわゆる現金の伴わない収入及び支出の予算となっております。

左につきましては、現金の伴わない収入として長期前受金の戻入益、こちらにつきましては指定管理者から寄贈がありました財産に対する繰延収益及び県補助金の繰延収益の戻入益でありまして、合わせて1,651万4,000円を予定するものでございます。

右の現金の伴わない支出につきましては、建物、医療機器等に係る減価償却費及び固定資産の除却費でございます、1億7,996万円を予定するものでございます。

一番下の表をごらん願います。平成30年度病院事業会計予算の収入、支出の状況を整理したものであります。

収益的勘定、資本的勘定を合わせた収入合計が37億9,662万7,000円に對しまして、支出合計が39億6,007万3,000円とするもので、収支差としましては1億6,344万6,000円の損失とする予算の内容でございます。

以上が、平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番和賀直義君。
- 7番（和賀直義君） 議案書の35ページの、第9条の重要な資産の取得の一覧が載っているんですけども、これの購入する理由というか、簡単に結構ですから理由と、あとこれらを購入することによって得られる効果ってどういうものが考えられるのか、その辺簡単でよろしいですから御説明をお願いします。
- 議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。
- 業務課長（佐藤初雄君） 一言で言いますと、故障等が続いておりまして、なかなか直し直し使うもの大変だということで更新をするものでございます。1番の電子カルテシステムにつきましては、前回の全協のほうで御説明したとおり、医療法の改正とそれからリース期間の終了というところもございまして、指定管理者側が購入したものと合わせましてこちらで起債で更新するものとい

うこととなります。そのほかについては、先ほど説明したとおり故障等が相次いだというところがありまして、医療の充実といいますか現状を維持するためには更新をやむを得ないということで更新するものでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） ほとんどが更新だということで理解いたしました。こういう効果を期待していたんですけどもね、ただ、電子カルテシステムを新しくするよとした場合に、例えば病院で費用の処理計算に今まで30分かかっていたのが15分とか10分でできるんだよと、そういうのがひょっとしてあるのかなと思ってちょっと質問したんですけども。そういうことに関してどうなのかと。あと、今、ほかの病院に行っちゃうと自動で支払いができちゃうんですね。金だけパパンと入れちゃうと。何ていうのか会計処理するのも時間がかからないという病院も出てきましたのでね。その辺に対してどういうふうな考えを持っていらっしゃるのか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 協定書の中では更新ということで、更新の部分にのみ黒川行政事務組合として予算を計上しながら更新するというのがございます。先ほど議員がおっしゃいましたことについては、電子カルテシステム、先ほど御説明のとおり黒川病院指定管理者側の更新も含めて一緒に起債をするということで、黒川病院側のほうの計画にまさに今おっしゃいました自動支払い機が入っております。ということで、そちらの計画は入っておりますので、若干時間短縮は見込まれるのかなと期待しております。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第10号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

日程第14 議案第11号 平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション  
事業会計予算

○議長（平渡高志君） 日程第14、議案第11号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション

ン事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書36ページをごらん願います。

議案第11号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。利用者数につきましては87人とし、(2)利用回数につきましては月453回を予定するものであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額を定めるものです。収入合計5,455万9,000円に対し、支出合計5,455万8,000円を予定額とするものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書70ページをお開き願います。

予算の実施計画書であります。収益的収入及び支出について、先ほど説明した議案書の内容になっております。

71ページにつきましては、予算の実施計画明細書でございます。実施計画の明細内訳となっております。

続きまして、72ページから73ページにつきましては、平成30年3月31日現在の予定貸借対照表でございます。

74ページにつきましては、平成29年度予定の損益計算書でございます。

75ページから76ページにつきましては、平成31年3月31日現在の予定の貸借対照表でございます。

77ページにつきましては、平成30年度予算のキャッシュ・フローの計算書でございます。

78ページ、こちらにつきまして、予算の組み立てを1ページにまとめておりますので、こちらについて御説明させていただきます。こちらも病院事業会計と同じく経費の流れを図式化したものでございます。この会計につきましては、唯一市町村負担金をいただかない予算となっております。

上段の欄をごらんください。

組合と指定管理者との診療報酬に係る経費の流れを示している部分でございます。

このことにつきましては、病院事業会計と同じく、指定管理者に経営を委ねておりますことから、上段左側、収入の内訳にありますとおり介護保険などの診療収入の請求事務は指定管理者で行いまして、これによる診療報酬は組合の訪問看護ステーション事業会計に入金されるものでございます。保険事業報酬、利用者負担を合わせまして5,455万8,000円を予定するものでございます。

これに対して組合では、経費の具体の欄にありますとおり交付金として支出予算の欄にありますとおり指定管理者に同額を支出する流れとなっております。

下段左下の事業外収益としては、預金利息1,000円を見込みまして、収入合計としまして5,455万8,000円の当初予算でございます。

以上が、平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第11号平成30年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第15 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（平渡高志君） 日程第15、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 同意第1号ということで、37ページをお願いしたいと思います。

同意第1号でございます。教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を黒川地域行政事務組合教育委員会の委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めらるものでございます。

住所につきましては、仙台市泉区松陵4丁目43番地の4、氏名、菅原義一さんでございます。別添、同意第1号関係の議案説明資料等はごらんいただきたいと思います。富谷市さんから御推薦をいただきまして、現在の富谷市からの現職の黒川行政に対しての教育委員でもございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。以上です。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決をいたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意をされました。

これをもって、本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時21分 閉会



以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年2月9日

黒川地域行政事務組合議会

議 長                    平   渡   高   志

署名議員                若   生                寛

署名議員                浅   野   直   子